

## 平成26年白浜町議会第1回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成26年2月12日 白浜町議会第1回定例会を白浜町役場  
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成26年2月12日 9時31分

1. 閉 議 平成26年2月12日 15時05分

1. 散 会 平成26年2月12日 15時05分

1. 議員定数 16名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名  
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 林 一 勝 事 務 主 事 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠  
教 育 長 清 原 武 会 計 管 理 者 田 井 郁 也  
富田事務所長  
兼農林水産課長 鈴木 泰 日置川事務所長 前 田 信 生

総務課長	大谷博美	税務課長	高田義広
民生課長	三栖健次	生活環境課長	坂本規生
建設課長	笠中康弘	上下水道課長	山本高生
地籍調査課長	堀本栄一	消防長	大谷実
教育委員会			
教育次長	青山茂樹	観光課副課長	古守繁行
総務課副課長	泉芳明		

## 1. 議事日程

### 日程第1 一般質問

## 1. 会議に付した事件

### 日程第1

## 1. 会議の経過

### ○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから白浜町議会平成26年第1回定例会2日目を開会いたします。

日程に入る前に事務局長から諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

### ○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問を予定しております。

本日、休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

本日、撮影を許可いたしております。

以上で報告を終わります。

### ○議長

諸報告が終わりました。ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

## (1) 日程第1 一般質問

### ○議長

日程第1、一般質問を行います。

順次、質問を許可します。

8番廣畑君の一般質問を許可いたします。

廣畑君の質問は一問一答形式です。

まず、準都市計画区域等の指定についての質問を許可いたします。

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。私の質問は、1つ目、準都市計画区域等の指定についてということで、質問をさせていただきます。

富田の地域は山肌が削られて、トンネルが貫通しました。あるいはまた、コンクリートの橋脚が次々と林立して、その橋脚と橋脚に桁がかかっている、橋桁がかかっている。そういうふうなことが順次起こっております。いよいよ富田の里にも高速道路が完成間近、フラワーライン線が南紀白浜空港まで伸びようと、このようにしております。

さて、こうした状況の中で、準都市計画区域、それから特定用途制限地域、この指定について、今般、町はその指定される地域に住民説明会を行ってきました。ここでのその指定の概要について、説明をお願いしたいというふうに思います。

○議 長

廣畑君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

おはようございます。ただいま廣畑議員から準都市計画区域、特定用途制限地域の指定概要についてご質問をいただきました。

まず、準都市計画区域等の指定についてでございますけれども、現在白浜町の白浜、堅田、才野地区につきましては、都市計画区域及び用途地域が指定され、適正な土地利用の誘導がされています。

さて、平成27年に紀勢線白浜インターチェンジが開設し、白浜空港フラワーライン線も一部供用されます。交通の利便性が向上することで、その周辺の開発機運や圧力などが高まるものと考えられます。しかしながらその周辺には、現在農地法以外に土地利用に関して何ら法の規制がございません。農地法も農地以外に転用されますと、その効力はありません。

そのようなことから、現在の生活、自然環境は保全しつつ、適切な土地利用を誘導することを目的に、準都市計画区域及び特定用途制限地域の指定を考えております。準都市計画区域は和歌山県で、特定用途制限地域については白浜町で指定することとなります。

まず準都市計画区域の規制内容につきましては、都市計画法第29条の開発行為の許可対象面積が1万平方メートル以上から3,000平方メートル以上に変更されています。大規模集客施設の立地規模が1万平方メートル以下に制限されています。新築の場合はもちろん、10平方メートル以下の増築等を除き、原則全ての建築物に建築確認申請が必要となります。建築基準法の集団規定が適用されます。

以上が、準都市計画区域の規制内容に関する事項でございます。

続きまして、特定用途制限地域の内容としましては、第1種地区、これは田園居住地区に当たりますけれども、第1種地区で良好な住環境を保全する地区、それから第2種地区としまして、これには幹線道路の沿道地区が当てはまりますけれども、沿道サービスの立地を誘導する地区。そして第3種地区、これは生産環境共生地区というふうに規定されておりますけれども、産業立地を容認する地区というふうな指定が、制限地域の内容がございます。

以上、この3種類の制限内容を、地域の特色に合わせ、個々指定することにより、建築で

きる用途の建築物を制限することで、良好な地域環境にそぐわない建物の立地、また地域制限に応じて合理的な土地利用が行えるよう定めるものであります。

現在そういったことで規定されておりますので、地域の制限等がされておりました、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

今、町長から概要について説明をいただきました。繰り返しになりますけれども、準都市計画区域では1つ、開発許可規模の変更、それから2つ目、大規模集客施設の立地規模が1万平米までの制限、それから3つ目に原則全ての建築物に建築確認申請が必要であること、それから、4番目として、建築基準法の集団規定、これが適用されるというふうなことであります。

このことにつきまして、昨年12月から住民説明会を当該地域で行ってきておりますけれども、該当の南白浜、北富田、富田、この地区での参加者と出された意見について、どのような意見が出たのかというふうなことで、いかがでしょうか。

○議 長

番外 課長 笠中君

○番 外（建設課長）

昨年12月から本年1月にかけて、6会場で地元説明会を行いました。参加総数は、53名でございます。説明会に出された意見としましては、地域に建築できる建築用途を制限し、住環境を保全することは望ましいが、建築確認申請や道路のセットバック等建築基準法の集団規定による住民への負担が、金銭面も含め大きいとの意見が多く出されましたので、その意見を踏まえまして、今課内で調整を行っているところでございます。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

全体的な着眼点といいますか、この規制をするのはええよというふうなことが1つ。しかし、建築確認の申請を出さんならんというふうなこと、それからセットバック、道路の確保、4メートルの道路を確保せんなんというふうなこともありますので、建物を敷地の中へ引っ込めんなんというふうなことが大きいし、お金も大分要るよというふうなことだと思います。

建築確認申請は、今も言いましたけれどもお金が要る。大体そういう専門の方にお聞きしますと、図面も書いて30万円ぐらいから40～50万円要るんちゃうんかなと、そういうふうなことになるわけです。昔大工さんに頼んで家を建てたら、板へ線を引いて墨を打ってそれで建築をしたと。私の家なんかはそうなんですけれども、そうしたことで建築確認を出さずに建築してきた、そういうことがあります。そういったことにお金も要ってくるというふうなこともあるわけです。

それから土地の利用に制限がされるというふうなことになりますと、説明用のチラシがあるんですけども、やはりこの道路に関するルール、建築基準法の集団規定、このことにつきましては、敷地が4メートル以上の道路に2メートル以上接していなければならないとか、かなりほんまに厳しいことになってございます。建物を建てる場合に、幅員の1.8メートル

ル以上4メートル未満の場合は、道路の中心から2メートルの敷地後退をしていく、これをセットバックというらしいんですけども、この建築が可能というふうなことなんですけれども、この3地区では、道路の幅員が4メートル以上あるというのは幹線道路ぐらいで、普通車とか軽自動車を通る道が少なく、ほとんどの道は人やとか単車、ミニバイクがやっと通れる道、例えば田んぼを潰して畑を潰して家を建てておるところというのは点在、かなりあるわけです。そこへ向いて、昔は建てた時分はそんなに車とか自動車が余り発達していなかったというふうなこともありまして、道路地の確保が十分できていなかったというふうに思うわけです。今の意見にもありましたけれども、こうした準都市計画区域の指定のメリット、デメリットについて、どのようにお考えかというふうなこともあるわけなんですけど、いま先ほど町長も言われましたし、住民の意見も幾つか出ましたけれども、こうしたことを踏まえて、メリット、デメリットをもう少し詳しく説明を願えたらというふうに思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

準都市計画区域の指定によるメリット、デメリットについてでございますけれども、まずデメリットにつきましては、準都市計画区域の指定を行うことによりまして、新築や増築時に建ぺい率、容積率、建築確認申請、また先ほどから出ました幅員が狭い道路に面している敷地の場合は、セットバック等のさまざまな制限がかかります。住民には、費用の面におきましてこういった負担がかかることがデメリットというふうに考えております。しかしながらこれらの制限は、建て詰まり防止や採光、光をとり入れる採光ですとか、あるいは建築の安全性の確保、あるいは延焼の防止、緊急避難路の確保など、安全で住みやすいまちづくりが行えるというメリットもございます。

今このような制限を行わないと、将来にわたって未来永劫、状況は変わらないというふうにも考えております。また、準都市計画区域を指定せずに、特定用途制限地域の指定をすることはできませんので、建物用途のすみ分けを行い、そして外的要因に法的に対抗するためにも、このような指定をすることは必要だと考えております。

○議 長

8番 廣畑君(登壇)

○8 番

住環境、特に今町長が言われました家並みの込み入ったところでは、通風、採光、延焼防止、避難経路や防災などでは区域指定のメリットがある、このように思いますけれども、建築上のデメリットのほうも大きいのではないのでしょうか。例えば災害が起きて、今ある建物が倒壊をしていく、あるいは半壊をする、傾く、そうしたときに、しかしこれは建つときにはこの基準に沿って建てなあかん、こういうことが地域の住民にのしかかるわけでありまして。だから件数、先ほども課長が言われましたけれども、6地域での住民の方に説明をしていくというふうなことが、やはり1回きりで、それもかなりお聞きしましたけれども、地域の1割の世帯数にも満たない戸数のそういう参加の状況がある。これでやっぱり啓発をしていくというのはどうかな、いかがかなというふうにも思います。

それから先ほども言いましたけれども、1. 8メートル以下の幅員の道路については、どのようにしたらええのか、どういうふうにしていくのか、指定後の緩和措置があるのでしょ

うか。またなければ、どういうふうにされるのか。さらに生活排水の河川海域への流出について、排水経路についてもどのように考えておられるのかというふうなことがあります。

例えば私が住んでいる地区につきましても、合併浄化槽にせなあかんですけれども、したいんですけれども、河川や海域へ出ていくものがないところ、排水がない、こういう課題のある地域がまだたくさんあります。年次的に排水路を建設していってもらってはおるんですけども、何せ距離が短いです。まだまだそうしたこともしながら、例えば県道の側溝へ向いて排水が入れられる。そういうことも、あるいは県道をまたいでサイフォンにして排水をしていく、県道をまたいでサイフォンをつくっていく、そして水系へ、海域へ排水をしていく。そうしたことがやはり網掛けをする中で大事なことではないかなと、住民の生活が安全で安心で快適で、そうしたことも町としてやはり取り組んでいく、県へもものを申していく。

こうしたことが必要であるというふうに思いますが、そうした1.8メートル以下の幅員の道路しかないところは一体どうしていくのか。建築をしていくときにそれでなくても高齢化の中で、子どもたちが家で、例えば帰ってきてもそういう合併浄化槽のない生活、そういうのは余り考えられないというふうに思うんですけれども、やはりそうしたことについてどのように、排水の問題、それから1.8メートル以下の幅員の問題、道路の問題、この緩和措置、どのように、もう少し排水についても速度をもって距離をもってできないやろかというのがありますが、どのように考えておられるのか、お答えをいただきたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

まず幅員1.8メートル以下の道路の場合でございますが、土地の状況により異なります。一概には言えませんが、個々の案件ごとに認可者の建築主事、県と協議することとなりますので、緩和措置というのは余り期待できないのではないかと考えているところでございます。地域の家並や状況を見ますと、議員が述べられたように1.8メートル以下の道路を使っておられる住民の方もたくさんおられ、各地区の皆様から意見を伺っております。今後の町道の新設改良につきましても、検討課題とさせていただきたいと考えておるところでございます。

次に排水につきましては、現在使用されている排水経路を使用することとなりますが、住環境の向上を考えますと、各地域での排水路の整備は今後必要であり、良好な生活排水経路の確保、改修、改良も検討していかなければならないと考えているところでございます。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

1.8メートル以下の幅員の道路については、個々の案件と、県の建築主事さんと協議をしていくというふうなことなんですけれども、緩和措置はないということなんですけど、やはり具体的なところで、ほんまに住んであるこの地域の人に沿った、要望に沿ったそうした協議といたしますか、そういったことで取り組んでいただきたいというふうに思います。例えばほんまに家を継ぐ子どもたちが外へ出てあつて帰ってくると、新築したいんやというふうなことがあります。そういうことも人口の政策といたしますか、雇用の政策といたしますかそうしたことにも連動してくると思いますので、やはり十分そのことが超えられなければですけど

も、やっぱり白浜町だけではなしにどこの地域でも、こうした用途の変更をしていくという地域については、何というか田舎と申しますか、都会ではなしに地方へ行きますとそうしたことが起こってくると思いますので、白浜町だけの問題ではないので、県にもほんまに十分緩和措置はできないということではありますけれども、ここほんまには具体的にちょっと思い浮かばないわけなのですが、協議をしていくということについて思い浮かばないわけなんですけれども、そうしたことに町も積極的に相談に乗って、排水ができていく、道路の整備ができていくというふうなことで、取り組んでいただきたいと思います。

それから排水の問題も、今はどうかわかりませんが、やはり県道の側溝へ排水を、雨水側溝へ生活排水、雑排水を入れたらあかんねというふうなことではなしに、そうしたこともなければ、やっぱりそのことをしていくということが、排水を許していくと申しますか、そういう生活がでकिनのやから、そういうことも考えていただきたいと思いますということと、大きなサイフォン、雨が集まるように水は低いところに流れていきますので、そこへ向いて排水溝をつくって県道の下をサイフォンで向こうへ越やしていくというふうなことも、やっぱり考えていただきたいと思いますというふうに思います。近い将来と申しますか、早いことしていかんだら、なかなか合併浄化槽の普及、幸い合併浄化槽は今まだ補助金がありますので、やっぱりそういったことを進めていく上でも、生活環境課などと協議をしながら取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。この点はもう一度どうでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

先ほど県の建築主事の許可と言いましたが、町のほうへ出てきますので、町の職員もそれなりの対応を今後ともしていきたくて考えておるところでございます。

排水路につきましては、議員の意見も踏まえ、課内で再度検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

先ほどの浄化槽排水が県道へ流せないというご指摘がございましたけれども、最近県のほうもどうしても県道側溝しかもう流すところがないという場合に限って、以前より少し緩和されて流すようなことも可能になってきておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

ちょっと排水については光が見えたというふうにも思います。

あと、この地域の区域の指定につきましては、もっとていねいな説明、あるいは回数とか、こうした世帯数、1割にも満たない世帯数の方しか参加できない。これは大きな問題です。自分の家、財産が今後、どのように保持していかんなんのか、どのように改修をしていかんなんのかという大きな問題があると思います。だからほんまにももちろん一度だけで終わらずに、区なども協力しながら多くの方に理解をしていただく、いろいろなことを言われると思いますけれども、それはやっぱり受けて立っていくと申しますか、そのことを丁寧に説明

をしていくということが、町にとって必要ではないかというふうなことを思うわけです。

でも拙速な取り組みやなど、もっと時間をかけなあかんのちがうかなというふうなことでありますが、うがった見方でありましてけれども、住民説明会を行ったというアライバイづくりやというふうに思う方もおるわけです。だからこういうことではなしに、ほんまに理解をして進めていくという、そういう立場、このことがやっぱり町に、町政にとって必要でないのかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいま議員から、この取り組みに関してはもう少し時間をかけてやるべきではないか、拙速な取り組みではないかというふうなご意見をいただきました。

白浜インターチェンジが平成27年に開設されるということから、当初平成26年、本年の4月施工を目標に取り組みでまいりました。しかしながらご進言いただいたように、住民の理解をまだ十分得られたというふうには私どもは思っておりません。その中で、周知もまだ十分なものは言えないというふうに考えてございます。先般もある地域の方々からそういったご要望をいただきました。その中で宿題もいただいておりますので、今後やはり丁寧にじっくりと時間をかけて皆様にご理解をいただけるような努力をしてまいりたいというふうに考えてございます。

そのため、今後やはり平成26年末を目標に、和歌山県とも連携、協力しながら、住民の理解、そしてより一層の広報等の周知を、徹底を図っていききたいというふうに考えてございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

8番 廣畑君(登壇)

○8 番

それで頑張っていたきたいというふうに思います。

最後に、都市計画づくり、まちづくりといいますか、準都市計画区域、このような指定の中で、高速が来る、インターチェンジをつくる、フラワーライン線が来る、温泉街までつくっていく、このような計画の中で、ちょっと1つだけ苦言を呈したいというふうに思うんですけども、この跨線橋をつくる中で、クレーンが立って、線路の上に跨線橋でフラワーラインが才野を向いて行くわけなんですけれども、この作業の中で住民からテレビの特定のチャンネルが映らんねと、見えないという苦情があったというふうに聞いております。このときに、コンサルタントという方が県から頼まれて来て、電波障害の様子などや意見を聴取して帰ったと。その後、跨線橋ができましたけれども、まだやっぱりクレーンだけではなしに跨線橋ができたことによって特定のチャンネルが見えんねと、こうしたことがあるわけです。

もうちょっと時期は、1年ぐらいになるのかなというふうに思いますけれども、この返答、対応、こうしたこともやっぱり準都市計画区域の指定、地区の指定、こうしたいろいろな指定の網をかけていって、家やとか建築だけではなしに、先ほども言いましたけれども、生活環境のほかの問題もありますし、ほかのまちづくりといいますか全体的な立体的な問題になってくると思います。だからそういった連携を、やはり十分詰めていただきたい。今も町長のお話にありましたけれども、26年度末に向かって頑張っていくのだということなんです

けれども、この1年間でそうした立体的な面で課の協力、お互いにこれができる、この指定、網をかける中で、ほかの課にもわたって一体どういうふうな障害があるのか、それを全体的に取り除いていくということが、網かけの意義、住民説明会の意義、こういったことにあるのではないかと、理解を求めていくのではないかとすることを思うわけですが、これについて答弁をお願いしたいというふう思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

地域の皆様からの苦情や主張等があれば、県と協議し、解決策を見出しております。この件につきましても、再度県と連携をとり、対策を講じていただけるよう、協議してまいりたいと、そのように取り組みたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

もう1つすみません、住民説明会なんですけど、先ほども町長から答弁がありましたように、もう少し時間をかけて住民説明会や広報による住民周知を徹底し、皆様のご理解を得られるよう取り組んでまいりますので、よろしくお願いたします。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

ぜひそうした立場で1年かけて、この準都市計画区域、それから特定用途制限地域の指定について、住民の皆さんの理解を十分深めていく、各課連携しながら、問題点がないか、そういったことも点検しながら、住民生活にとって良好な関係をつくっていただきたい、このように思います。このことにつきましては、これで終わります。

○議 長

それでは以上をもって、準都市計画区域等の指定についての質問は終わりました。

続いて、米軍オスプレイの県防災訓練への参加についての質問を許可いたします。

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

皆様もご存じのように、米軍オスプレイの県防災訓練への参加についてにつきましては、昨年12月20日付の知事のメッセージ、この中で小野寺防衛大臣が「平成26年10月の和歌山県の防災訓練への自衛隊の協力と在日米軍の参加について」というふうなことで発表がありました。

大臣は、1点としまして、県の津波災害対応実践訓練に協力することとしているけれども、この際に在日の米軍、MV22オスプレイ、この活用も検討する、このこと。それから2つ目に、この訓練は南海トラフ地震時の津波により和歌山県で予想される道路寸断、孤立集落の多発に対して関係防災機関の航空機をフル活用して行う実践的な訓練であるというふうなこと。それから大規模災害時の米軍救援の訓練の、米軍が救援する訓練の場として有意義であると。高い機動力と空輸能力を有するMV22オスプレイの活用についても、和歌山県に打診したら、和歌山県からお受けいただいたと。県がよっしゃと言うたというふうなことです。それから訓練の内容については、県や米軍と調整してくるというふうなこと、調整してするということ。それから防衛省自衛隊は、去年の10月に天候不良で中止した高知県を中心に行う日米共同統合防災訓練、これも早期に実施すると、国難と言える被害が想定される

南海トラフへの対応について訓練を重ねて、対応能力を高めてまいると、この4つの点が防衛相から発表されました。

この発表されたのを受けまして、知事は、取材を受けまして、この4点のおおもとに県の考えが、知事からの12月20日付のメッセージに記載をされております。その中で知事は、「来るべき南海トラフの地震に備え、常時実践的な防災訓練としている。中でも、秋の防災訓練は規模が一番大きい。しかも実際の災害時には、直ちに自衛隊の災害派遣要請を行い、多くの自衛隊の出動をお願いしたい。そこで秋にも防衛省はもちろん、海保、警察など多くの期間に協力をお願いしている。そのとき防衛省からの打診で、沖縄駐留のオスプレイを活用してよいか」というふうなことであります。

このオスプレイについては、昨年9月ですか、私はお聞きしました。そのときに町長は、詳細は控えるがという前置きをしまして、全国知事会が国に対して、住民の不安は払拭されていない見解があるというふうなこと。それから飛行訓練等については、関係自治体の意向を十分尊重すべきとの首長会の提言、これも町長自身で紹介されました。また、国、県の動向も注視しながら、正しい判断をしていきたいというふうに町長は表明されました。今、知事がこの航空機のオスプレイを県の訓練に参加をしてほしいという要望をして、「よっしゃ、参加させる」という了解をもらたと、このことについて、町長はどのようにお考えですか。このことをまずお聞きしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

廣畑議員から、昨年12月の和歌山県知事、仁坂知事のメッセージに対してのご質問をいただきました。知事のメッセージにつきましては、新聞、あるいはホームページ、メディア等で取り上げられ、拝聞しているところでございます。ただいまのところ、白浜町に対し、国や県から防災訓練に関する情報や具体的な説明等はいただいているのが現状でございます。そういうことから、現在のところ答弁というのは差し控えさせていただきたいと思っております。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

まだ、例えば白浜町として協力してほしいとか、白浜空港を使うというふうなこともまだないというふうに理解をしております。今の町長の答弁で理解をしておりますが、オスプレイを配備された沖縄では、県や市町村をあげてオスプレイの沖縄への配備に反対をしておる。その理由は、前にも9月にも言いましたけれども、やはり安全性が確立されていないオスプレイであると。知事は一番安全やと。一番とは言わないですけど、安全性が高いんやというふうなことをメッセージで言うておりますけれども、そうではないというふうに私も思うわけです。

過日、1月30日付の地方紙に、防災訓練になじむのかというふうなことで、軍事ジャーナリストが和歌山市で講演をしております。メリットもあるが危険性もあるというふうなことで、この軍事ジャーナリストは発言を、講演をしております。そして危険性があるから、防災訓練などになじむのかというふうなことであります。このオスプレイにつきまして、軍

事評論家は、事故率が高いというふうなこと、それから周辺に熱風を放ち、風圧も強いというふうなこと、機体が大きいために着陸には広い場所が必要であるというふうなこと。これを指摘しまして、災害時にはどこにでも離着陸でき、安全であることが第一条件であると。救助に行く機械、飛行機とか艦船とか車が、やはり安全でなかったらあかんというふうなことを彼は述べているわけです。なぜ、防災訓練にオスプレイなのかと。普通のヘリコプターでええんちゃうんかと。航続距離の長さや積載量の大きさ、こういったことはメリットがあるわけなんですけれども、安全である、安全に救助をしていく、このことがやはり一番のメリットでなければならぬというふうに、私も思うわけでありまして。だからそういったオスプレイのメリットが決め手にはならないのちがうかというふうなことを、この軍事ジャーナリストは和歌山で講演をしております。

例えば今回、白浜空港を秋に利用して、県の訓練ですから住民の方がどのぐらいそこへ向いて協力していくかというのは、まだ何も出てないのでわからないわけなんですけれども、やはりオスプレイの参加には反対していただきたいというふうに思うわけです。

それから、高知県でこの2月7日に日米共同統合防災訓練というのが行われました。中国、四国、九州、この4県にまたがって実施されたわけなんですけれども、オスプレイが参加する予定でしたが、MV22オスプレイとCH53ヘリ、このそれぞれ1機が普天間基地から岩国へ来て、岩国からこっちへ向いて飛んでくるというふうなことだったんですけれども、報道によりますと、天候不良を理由に参加を中止したそうであります。そやけども、自衛隊は米軍が来れないから自衛隊も規模をちょっと変えたそうなんですけど、知事のメッセージの中に、安全性がオスプレイよりも劣ると言われる、自衛隊が持っているCH47ヘリ、これが自衛隊は参加しておるわけです。そやけどオスプレイは来れななんだんす。事情はようわかりません。報道によりますと、岩国市から飛んでくるようになっておったんですけれども、岩国の基地では雪が降ってない、積雪は確認されていないんです。そやけれどもなぜ飛ばなんだのかというのはわからないというふうに、岩国の担当者は言うておるわけです。オスプレイよりも安全性が劣ると知事がホームページであげておる、この自衛隊が持っているCH47ヘリ、これは自衛隊が来ているんですけれども、参加したんです。でもオスプレイは来なかったというふうなことが、実際にあったということ、頭へ入れておいてほしいなというふうに思います。

事故の可能性が高い、そういうオスプレイ、人を助ける、先ほども言いましたけれども、救助訓練、防災訓練で事故が起こったら、これは最悪な事態になります。災害が起こったときに、二次災害を起こさない、助けに行く人が亡くなったり、あるいはけがをしたりすることがないような態勢で皆は行くわけです。例えば山の遭難でもそうだと思うんですけれども、やはり安全性、安全第一ということではなかったらあかんというふうに思うわけです。

二次災害を予測して、皆消防もそうです、活動していくわけです。慎重に行動していくわけです。この間も隣の田辺市の消防と白浜の消防が潜水の訓練、海の訓練をしましたということで、初めてやりました、共同訓練をやったというふうなことを報道にありましたけれども、やはりその訓練でも、安全第一でやっていくというのが基本だと思います。やはり慎重に行動しているというふうに思うんですが、この防災訓練、泉都白浜、多くの方が集まってくる、観光客がおる、そういうふうな中で、どのように、もしこれが白浜町を中心にやられるならば、ほんまに安全性が確立されていないオスプレイを防災訓練に参加、利用していく

ことについては、ぜひ反対を貫いていただきたい、表明をしていただきたいというふうなことを思うわけです。

町長、もう一度その辺について、あればコメントをいただきたいというふうに思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

オスプレイを活用した防災訓練が、当町白浜のほうでなされるということについての、これからの見解というか考えということでございますけれども、やはり私も今議員がおっしゃったように安全というのが確保されないと、これはもう担保、安全の確保が第一条件だと思えます。これについてはやはり当然さまざまな訓練においても同様のことが言えると思えますので、まずこれが担保されるということが条件だと思えますし、オスプレイにつきましても安全性につきましても、さまざまな議論が現在ございます。その中で私どもとしましては、まだまだ資料とかいろいろなデータを理解していない部分もございますので、そのあたりは慎重に、これからも県あるいは国との情報交換をしながら入手してまいりたいと思っております。

先ほどの答弁と重複することになりますけれども、現在のところ国や県から防災訓練に関する情報、説明等はいただいておりますので、現在のところはコメントは控えさせていただきますけれども、今後、やはり国や県の意向、あるいは動向を注視しながら、最終的に町として皆様にご相談しながら結論が出る、出ないということもありますけれども、今現在ではコメントはできませんけれども、今後慎重に対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

8番 廣畑君（登壇）

○8 番

ぜひやはり安全第一、使用する器具が安全であるかどうか、使用する備品が安全であるかどうか、安全で保っていかないと訓練もできんし救助もできんというふうなことがあると思えます。ぜひその辺を、今も町長が言いましたけど、なかなかはっきりは言われませんでしたけれども、慎重にということでしょうけれども、ほんまに訓練は慎重にしていかなあかんというふうに思いますので、私は反対でありますけれども、ぜひもっと十分研究をして、そういったことに対応をしていただきたい。安全な防災訓練というふうなことで協力していただきたいと思いますというふうに思います。

このことを述べまして、私の一般質問を終わります。

○議 長

以上をもって廣畑君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

（休憩 10 時 20 分 再開 10 時 29 分）

○議 長

再開いたします。

6番正木秀男君の一般質問を許可いたします。

正木秀男君の質問は一問一答形式です。

まず環境問題についての質問を許可いたします。

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

このたび、この定例会の冒頭、今は亡き故正木雅就観光課長の黙祷で始まりましたが、ここ一、二年役場の幹部職員が次々と亡くなっている、これも事実でございます。先日私のいとも亡くなり、きょうは納骨式が午後からあるんですけども、その中で私も今ここに登壇しているところでございます。そしてまた議長並びに同僚議員のご理解のもと、発言の機会をいただき、感謝申し上げます。「信なくば立たず、心あれば道ありて」、この思いで4期15年余り、議会活動をしてまいりました。その過程で、口きき、あっせん、利得等々を見聞きし、また心乱れて激怒したこともございました。そしてまた、職員の不祥事も何度となくありました。互いに自戒すべきと心しております。町長を初め幹部の皆様、健康にご留意され、ご自愛していただきたい。そしてこの年に退職される職員の皆様、また勇退される議員の方々、今後の町政発展のためにご指導願ひ上げたてまつります。

それでは、順次質問に移りますけれども、けさほどのオリンピック報道によると、中3の選手、平野君ですけれども、ゴールドじゃなくて銀メダル、そしてまた高3の平岡君が銅メダルと、こういう明るい話題も飛び込んでまいりました。互いに頑張っていきたいなど。一番の候補の沙羅ちゃんが惜しくも4位と、こういう結果であったんですけども、大したものがございます。私のこの62歳の老体にむち打ちまして、頑張っていく次第でございますのでよろしくお願ひ申し上げます。

それでは順次質問に移りますけれども、環境問題、ごみの減量問題の袋のサイズでございますけれども、世間で老人を初め、シングルライフの世帯がふえております。その生活の中での分別方式が浸透して、可燃ごみが減り、老人にとって大きな袋は時間と体力が負担になっているとの事柄でございますけれども、多様なサイズが必要と思うんですけども、いかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

正木議員には日ごろから環境問題に対しまして、いろいろなご提言をいただきまことにありがとうございます。今回は、町指定ごみ袋についてのご質問をいただきました。現在家庭用の指定ごみ袋につきましては、当町では容量の異なる大・小、そして特小ということで3種類ございます。事業所用は大の1種類で対応しているところでございます。詳細につきましては、担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

正木議員から指定袋のサイズについてのご質問でございます。今、町長からも答弁がありましたように、当町では家庭用のごみ袋につきましては、容量の異なる大・小、それから特小の3種類、それから事業所用につきましては大の1種類ということで現在行っております。合併前の旧白浜町には、家庭用の特小というサイズはございませんでした。大と小の2種類で対応しておりました。一方、旧日置川町には、容量にして約15リットルのサイズの、い

いわゆる特小サイズがありまして、3種類のサイズで対応してきた経過がございます。現在、特小のサイズにつきましては、約20リットルの容量となっております、旧日置川のほうで販売をしておりますけれども、過去2年間販売の実績がないというような状況になってございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

私はなぜこれをテーマとしているかといえば、やはり独居老人も含めてですけども、やはりごみ袋が大きいと、負担になる。というのは、先ほど言いましたけれども、分別方式が浸透すれば、この私もシングルですけど、このPPというんですか包装、あれが別にはねるので、それが大変にあるんです。女性の方は知恵がありますから、大根の葉っぱでも刻んで食べたり漬物にしたりしてなかなか生ごみが少なくていいというようなご助言をいただきまして、実はマーメイドタウン、そこにある人に怒られたんです。「正木さん、白浜の袋、大きい、これを渡しとって」。あそこのマーメイドタウンにはごみを入れる収納のセンターがあるらしいんです。そこへ持っていくのも大変らしいんです。分別がいけばいくほど、その生ごみとか可燃物が、若干やっぱり大きな袋です。先般幹部の方にサンプルをいただきましたので、すぐに持ってあがったんです。「正木さん、白浜町はあるんやのう」と。そういう中で、まだ時期はわかりませんが、実績を言うたんです。「やはりこれだったら小さ過ぎるな」と、こういうような話のやり取りの中で「見たってくださいよ」と、こういうやり取りで帰ってきたんですけども、現実としてやはり少数意見であっても、そういう住民があるということを、所管の課として今後、検討して、流通に乗せて、皆が「これでええよ」と、自分の生活ライフ、家族構成が個々にあるますから、そういう中で対応していただければなど。

それで申し送っておきます。

次、私はこういう取り組みを二、三日ずつとしていたので、なかなか原稿もきちっとできていないんです。頭の中でしゃべっているんですけども、資料だけ所管の課にコピーして、この部分でどこから質問が出るかわからんけども精査しておいてよと、こういう申し送りをしていた状態でございますけれども、今、いろいろな部分でごみについて研究、研さんしている団体がございます、そこに「ごみじゃぱん」というこういうNPO法人があります。神戸大学です。そこは、いろいろな部分で学生が、1期生、2期生、4期生まで来て、また新たに卒業してまた新たに入って、こういう学生の、俗に言うリユース、リサイクルのそういう団体ですけども、そこが無理なくそして楽しく、それで社会を変えていこうという、こういう生活者からの企業への声を届ける理念で、頑張っている状態の団体でございます。そういう学習の機会をつくる中で、この白浜町も、以前私は学生のごみ拾いゲームをやったらどうなど。そしたらそういう、やはりごみ、ごみといってもいろいろな取り組み方があるんです。この神戸大学の「ごみじゃぱん」というところは、Aコープとか宝塚とかいろいろな大阪の婦人団体、いろいろなところとコラボレーションをしましてごみについて研究している団体なんです。

我が白浜も、歴代白浜の環境課、今は坂本課長がおられますけれども、以前は楠本さんが在籍中のときには全国表彰された。また後ろにおる堀本課長もおるときにも、相当絶賛された白浜町の取り組みですけども、そういう中で、こういう今はネットの時代とありまして、

そういう各サークル、団体、商店会、メーカーさんによって取り組んでおるんです。我々は生活者として、固有名詞を言えませんけれども、あるショッピングセンターに行ったりいろいろな部分で買ったりしますけども、本来過剰包装とか思っている。こんなもの要らんね、中のほんまにこれだけでええんやと、こういうように思いながら、買ってレジを通ってくる。そういう中で片一方はこういうPPが多くなってくる。そういうところが、このごみじゃばんが、メーカー、企業に対して、提案している団体なんです。そこは我々の代弁者として、届けると、我々はその中で享受されていると。そこと、やはり今後、行政として、マッチング、コラボレーションをして、地域の皆様と研さんしたらいいと思うんですけども、そこらはいかがですか。

○議長

番外 生活環境課長 坂本君

○番外（生活環境課長）

ごみの減量、発生抑制について学生が中心となった産・官・学・民の協働する活動を展開しているNPO法人のごみじゃばんと連携してはどうかというご提言をいただきました。議員のご提言の中で紹介されましたように、私も勉強不足だったんですが、NPO法人のごみじゃばんにつきましては、3Rの促進で、特にリデュース、発生抑制、そのところに着目をして、消費者とそれから生産者、メーカー双方に容器包装を減らしたいというようなインセンティブというんですか、人々の意思や行動を変化させるような要因が存在することに着目をされて、学生が中心となって容器包装の減量化されている商品を「減装商品」、減らすという漢字とそれから包装の装を用いて、減装商品として推奨しまして、スーパー等で目的などをつけて販売動向を調査するなど、社会実験、「減装ショッピング」という活動に取り組まれるということでございます。

また、容器包装ごみを減らす目的などを、主に小中学生に伝えるというような形で、ごみじゃばんの学生による出前授業「減装学校」、それから分別容器包装などにつきまして、市民とごみじゃばんの学生が語り合う場、「減装カフェ」、そういったまさに産・官・学・民が一体となった活動が行われておりまして、平成24年度には内閣総理大臣賞「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を受賞されたとお聞きしてございます。

言うまでもなく、ごみの減量化につきましては、一人一人の取り組みの積み重ねと住民それから各種団体、事業者、それから行政や学校などが主体となった、地域全体を巻き込んだ取り組みが重要であると考えております。

今後につきましても、ごみ説法者、それから自治会や婦人会などの各種団体、それから経済団体、環境保全協議会、それから各種事業者の皆様に、今ご提案いただきましたNPOの団体などと、より多くの皆様のご理解、それからまたご協力を得て、ごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○議長

6番 正木秀男君（登壇）

○6番

ありがとうございます。私も、大というんですか、45、40リットルあるんですか、あれ1つあったら一月もつんです。毎週火・金と町内会に来てくれるんですけど、分別意識がふえたことによって、こっちの本当の可燃の生ごみのほうは、資源ごみはそのかわりふえる

んです。そういうのが若干こっちにもあるんですけど、今言うように、ぜひともそういう学習の機会の中で提案していただければなど、こういう思いをしています。

次に、再生エネルギーの問題ですけれども、ただいま日本では、再生エネルギーのものですけれども、どのようなものを対応しておられるか、わかっている範囲でお聞きしたい。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

現在再生エネルギーといいましてもいろいろありまして、風力、それから太陽光、それから今、本宮のほうでもございます、温泉熱とか、いろいろあると思っております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

3年前に福島原発が被災され、大変な状況でございますけれども、まさに今、原発48基が停止しております。そして今、課長に質問したんですけれども、代替エネルギー、風力、ソーラー、いろいろな部分があります。その中で化石燃料、シェールガスとかLPガス、石炭、石油も当然そこに入ってきますけれども、その化石代替エネルギーが、この単年度で3兆数億円かかっているんです。我々は電気、ガス、いろいろな部分が生活必需品が上がってきているんです。一億二千万人ぐらいですか、今の日本の人口は。その中で、赤ちゃんから年寄まで1人3万円の負担がかかっている、こういう単純計算でございます、町長。何も原発を推進するつもりはないんです。ただ、48基がとまった状態で代替エネルギーが、今まさに生活者として負担増になっているんです。その中で、今私が申したように、代替エネルギーというのは、今まさにメガソーラーやとか風力やとかいろいろなことを言われているんです。日本国もそういう部分で、今の安倍内閣も相当なエネルギーで予算もつけて、推進している状態でございます。

その中で、まず1つに、北海道から東北にかけて相当事業展開をされているのは、飛び抜けておるのが地中熱という、こういうエネルギーがあるんです。これは万物、土地の下なんです。案外見えにくいんです。その中で、地中熱という、こういうエネルギーを展開しなさいと、経産省とそして環境省が、数百億円の予算をつけていました。その取り組みの中で、まずもって私はやはり取り組んでいたらこの白浜町自身も負担減になるなど、いわくは、今後日置川の消防署、北富田小学校、先般国体用に改装した白浜会館ですか、その光熱費も年間やはり相当な額があるんです。その中で、今政府が推し進めているのは、公設施設、学校、こういう庁舎、そういう中で、地中熱で空調関係、冷暖房です。その部分について国が相当強力に、使いなさい、この資金で使いなさいとこういう推奨をしている状況でございます。

私は答えをずっと一人よがりと言うているんですけども、そこらの思い、町長、今後やはり学校も含めて公共施設はまだこの本庁も含めてですけども、これから相当のお金も、当然経費も要るんです。その中で今、安倍内閣がまだ相当続くと思うんですけども、今言うように数百億円の予算が26年度もついております。それから先般内々に私の耳に届いたんです。地中熱をちょっと研究せえということ、今、生活環境課のほうに石をほうっている状態です。これは一課の問題だけじゃなくて、白浜町の取り組みとして、まさにことは北富田小

学校の建設にもかかっていかなん、日置川の消防署もかからんなん、今後第一小学校もしていかなんと。そういう中で、70メートル、80メートル掘ってその地中熱の中である物質を入れて循環させたらええだけで、そのエネルギーは発生すると、こういうような問題があるんです。それはもう、単純なボーリング施設を掘って、70メートル掘って、そこへある物質を入れて、その中で夏は冷房、冬は暖房のこのエネルギーがとれるんやと、こういうものが実証されております。北海道、東北はもう全て寒冷地は熱カロリーがたくさん要るので、それを採用している状態があるらしいんです。ぜひとも今後、白浜町も取り組まれたらどうだと、こういう思いですけども、町長いかがですか。

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

今、議員のご提案のとおり、地中熱を利用した発電については、特に再生可能エネルギーの中でも非常に太陽光や風力と異なりまして、非常に天候や地域に左右されないというふうなメリット、あるいは空気熱利用と異なり、大気中へ排熱を出さないということ、あるいは省エネルギーでCO<sub>2</sub>の排出量を削減できると、こういった非常に多くのメリットを有しております。その中で、地中熱は安定的にいつでもどこでも利用できる自然エネルギーだというふうに認識をしています。

あと、環境省の資料によりますと、2011年までに地中熱のヒートポンプシステムというのを導入した施設件数は、累計ですけれども990件ということでございまして、先ほど議員からもご指摘いただきましたように、北海道、あるいは東北地方、また東京都でも多く導入されているとお聞きしています。大きな節電効果とCO<sub>2</sub>の削減、こういった効果をもたらしておりますし、省エネ対策、そしてまた地球温暖化対策に非常に効果的であるというふうに考えております。

ただ欧米諸国でも、国のエネルギー政策で地中熱が取り上げられて普及は進んでおるんですけれども、我が国では、平成22年にエネルギー基本計画に書きこまれるまでは、エネルギー政策として認知されてこなかったということが言えると思います。平成23年度からは導入に当たり、経産省の補助金が使えるようになりましたし、今後の普及が期待されている自然エネルギーであるというふうに認識をしております。平成26年度には、環境省におきましても、地中熱に利用による低酸素社会推進事業として新たな補助制度が創設されることもお聞きしております。

ご提言いただきましたように、この地中熱というのも、私は大きな今後の、国やあるいは県、そして町にとっても取り組みの1つではないかなというふうに思っております。ご提言いただきました今現在建築中の北富田小学校ですとか、あるいは日置川消防庁舎への導入につきましても、竣工予定日等の関係から、非常に導入は困難であるというふうに考えてございますけれども、今後国の補助制度を精査するとともに、当町における地中熱の活用について、調査、研究してまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いをいたします。

○議長

6番 正木秀男君(登壇)

○6番

今、町長も累々説明がありましたけども、この低酸素社会の構築、これはやはり今、まさ

に化石燃料をして、反面、値段は上がる、空気は汚す、こういう今悪循環の分類に入っているんです。やはりそういう環境もよくして、そしてコストカットもいけて、なおかつスマートやと、こういう部分が一番望まれるんやろうなと、こういう思いで今しゃべっている次第でございます。

町長、今後ともそういう場々で研究されて、やはり導入と、こういうような格好で、国がそこにこれだけ使いなさいよというのがありますから、どうぞひとつ所管と研究をともにして取り組んでいただければなど、このように思っております。

環境はこれで終わります。

○議 長

以上をもって環境問題についての質問は終わりました。

続いて、乳幼児問題についての質問を許可いたします。

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

乳幼児問題と申しますけど、これは正木司良先輩の十八番でございますけれども、愛を持って提言したいと思います。

先般、ある調査で、自治体が2012年度に実施した乳幼児健診を受けず、所在が確認できない乳幼児が37都道府県の約334市区町村で約4,176人に上ることがわかりました。乳幼児の不明ですけども、この4,000人余りの不明幼児ですか、その中で、私の資料によると、和歌山県が30名弱ほど入っているのやなど、こういう認識でおりますけど、白浜町においてそういう不明児童、幼児というんですか、そういう対象、幼児はございますか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

白浜町におきましては、3歳6カ月健診で未受診の子どもで直接面談できていない子どもが2名ありということで、この調査に対して答えてございます。この2人につきましては、電話で連絡して、特に気になることなく元気にしているから健診に行かなくても大丈夫とか、仕事が忙しくて健診に行く暇がないというような答えで、理由でございました。保護者さんから子どもさんの様子を伺うことはできているものの、保健師が直接面談し、健康状態等の確認ができておらず、また、同年度中の予防接種についても未受診であったことから、所在不明として報告させていただきました。また、この2人につきましては、町外の保育園へ通園中ということを確認できてございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

三栖課長、問題はやはり健診を受けていないと、こういう子どもさんの、今、世間で虐待死とか、そういう事案があちらこちらであると、こういうことで、国は昨秋、自治体に、こういう所在確認というんですか、そういう徹底を求めている状態です。やはり今課長が言われたように、電話、それで手紙ですけども、それが大体通常の自治体の所作と、こういう思いなんです。本来なら訪問して、その幼児の確認がベストであると。その中でやはりこの議

員の中に保育園もされた笠原先生もおりますけども、やはりあざをつくったりとか、それは原因はどうしても虐待とか、そういう部分が、私は現場に行っていないけれども、やはり常日ごろ子どもと接するそういう園とか関係者、そういう部分がやはり察知するんです。そこに健診を受けてくるとか、そこで第一次バリアーというんですか、そのような中で、これはややこしいなと思ったらやはりペーパー、電話の確認だけじゃなくて、民生も仕事がふえてふえて、今度は機構改革で分割するような状態ですけども、ぜひともそういう部分で、もう一步踏み込んだ中で、プライバシーもありますけども、擁護するという体制の中で、手紙、電話の確認だけじゃなくて、伺って、再度幼児の安全を図っていただければと、このように思うんですけど、再度いかがですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

白浜町におきましても、保育園の地域周りで未就園の子どもたちにつきましては、訪問をさせていただいて、月に1回保育園便りを持っていかせていただくというような対策もしてございます。それでほとんどの家はそれで確認はとれていると。中にはなかなか扉を開かない、何回か行って人間関係をつくりながら、そういう関係で園にも来てくださいよという形の対策もさせていただいております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

くどういようですけども、ところで白浜町の3歳児健診で、対象人数の中で何名ぐらい受診、受診率ですけども、ざっとわかっている状態であれば教えていただきたい。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

3歳6カ月の健診で対象者が159人、受診者が140人でございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

150人の140人やな。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

159人の140人です。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

ありがとうございます。そこに約10名ないし20名弱がそういう部分で受けていないと、こういうことで理解してよろしいんですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番外 (民生課長)

そうでございます。4カ月健診のときは140人と140人で100%なんですけど、年齢が上がるにつれてちょっと、もうええかなという部分があるのかもわからないんですけども、受診率は下がってきます。

○議長

6番 正木秀男君 (登壇)

○6番

その減数の要因は何とお考えでございますか。

○議長

番外 民生課長 三栖君

○番外 (民生課長)

これも電話とかで、未受診につきましては、次の再通知、場合によっては家庭訪問をして。

○議長

6番 正木秀男君 (登壇)

○6番

要因は何など。

○議長

番外 民生課長 三栖君

○番外 (民生課長)

原因につきましては、やっぱり保護者の方が少し、もう年齢が高くなってきたので大丈夫だろうというような形のことだと思われま。

○議長

6番 正木秀男君 (登壇)

○6番

わかりました。今後、自治体として、本当にきちっと受診して子どもの健康をコントロールしてくださいよと、こういう部分を常にきついぐらい父兄に、親に申し述べてください。

それでは議長、もう端的にということでもありますけども、環境、幼児は終わります。まだあるんやけどもう締めます。

○議長

そしたら乳幼児問題についての質問は終わりました。

続いて学校交流問題についての質問を承ります。

6番 正木秀男君 (登壇)

○6番

学校交流問題でございますけども、日置川交流公社が頑張っております。そこで年々体験学習旅行がふえていると聞いておるんですけども、先般奥山理事長より「正木さんちょっと入村式に来てよ」とこういうような中で、私はマイクをにぎって「皆さんご苦労さんです、ようこそこの清流の町、白浜町日置川にお越しいただきましてありがとうございます」と。先般の議会でも若干さわりを述べたんですけども、ここにも議員さんが何名かおりますけども、このまさに貴重な体験学習旅行というんですか、今は孫に当たるぐらいの、そういう高

齢者のところへ行って、ホームステイして、芋掘りをしたりとか、藍染めしたりとか、ボートで川遊びをしたりとか、いろいろな学習をされておるんですけども、実態としてこの2年、3年、5年とこういう流れで、横ばいですか、ふえているんですか、そこらはいかがですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

過去5年間の実績でございますが、平成21年度は小・中・高合わせて25校で1,064人、そのうち民泊での宿泊数は1,103名。それから平成22年度は26校、2,547名で、宿泊が2,000人。それから23年度につきましては25校、1,869人、宿泊が1,738人。24年度は30校で2,084人、宿泊が2,070人。25年度につきましては、今のところ見込みですけども、27校の2,071人、宿泊が2,100人となっております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今、日置川所長より21年度から24年、それで25年と、こういう説明をいただきましたけど、相当な地元負担というんですか、地元に刺激を与えている、こういうことも事実なんです。その日置川に20校、25校という、こういう日時は別としてですけども、トータル2,000人前後来ている。その中でわが白浜町においても、地元川添小学校も含めて、日置、安宅も含めてですけども、日置川の流域だけじゃなくて、富田にも学校もあります。そういう生徒と交流が、私はやはり地元の人との交流を、ホームステイも含めて体験も大事やけども、地元の同年代というんですか、若干あってもよろしいと思うんです。そこらの交流が、やはり田舎と言うたら怒られますけども、田舎の子どもの感性と、都心にある学校で教育を受けた子の感性と、やはり若干そこに、ここらで言う言葉で言うたら、ハイカラさんやというようになるんですけども、その学校間の交流が大事と思うんですけど、そこらの思いがあれば、教育長いかがですか。

○議 長

番外 教育長 清原君

○番 外（教育長）

交流につきましては、これは全国的には行われているところもありまして、大変大事だと認識しておりますけども、ご承知のように学校は、前年度に年間教育計画をつくりまして、その教育計画に基づいて学習とか行事とかが行われます。ですからもうぎっしり内容が詰まっております、前年度中に相手の学校が来るということ把握して、お互いにそういうことが希望があるということがわかれば可能になりますので、今後そういうことは、ひとつ前向きに検討すべき課題であるかなと思っております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

次に、以前市鹿野小学校の生徒のそういう事柄、川添まつりの事案をこの議場で述べさせていただいたことがございます。そのパンジーがある人に伝わって、東北の震災の大川小学

校、私も視察に行って数珠を持って手を合わせてきたところでございますけども、その大川小学校の70名余りが亡くなられた慰霊碑に向かって、ひまわりの丘という丘があって、亡くなった子どもの親御さんとか関係者が相当ご労苦されて、ひまわりを植栽しております。そのひまわりが、返礼として種が、この市鹿野小学校にまた送られてきたと、こういう1つのエピソードがあります。その後、そのひまわりの種の容器、入れ物、それが容器の固有名詞を言いませんけども、あるメーカーさんの容器でありました。それがメーカーさんに伝わり伝わって、何とありがたいなということで、そのメーカーさんが市鹿野小学校の生徒数に応じて図書券を送付されてきたと、こういう温かい話がございました。

その中で、町長、やはり絆というのか、回り回って市鹿野の子どもの育てたパンジーが、山を越え谷を越えて、東北に渡り、東北で咲いたひまわりの種がまた戻ってきた。その中でまた介在する容器がメーカーさんの社長の耳に入り、感動して図書券が送られてきたと、こういう温かい話が今、繰り返しますけど、あったんです。輪ってすごいなと、このように常に、正木司良先輩が言うてる愛やなど、こういう思いであります。

この心温まる事柄を伝えて、もうどうしたんとかいうことは申しませんが、その後のギフト券は恐らく図書券として生徒の手に渡って、貴重な感慨深いものがあったと思うんです。そういう心温まる話を最後にして、私の今期の発言を終わります。どうも皆さんありがとうございました。

#### ○議 長

以上をもって正木秀男君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

(休憩 11 時 14 分 再開 12 時 59 分)

#### ○議 長

再開いたします。

諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

#### ○番 外（事務局長）

休憩中に議会運営委員会でご協議いただきましたことをご報告し、ご了承をお願いしたいと思います。

本日の一般質問は、正木司良議員まで行い、その後散会することになりましたので、ご了承いただきたいと思います。なお明日13日は、午前9時30分に開会とし、3名の一般質問を行い、一般質問を終結いたしますので、ご了承のほどお願いいたします。

正木秀男議員から少しおくれるとの届け出があります。

以上です。

#### ○議 長

引き続き、一般質問を続けます。

3番丸本君の一般質問を許可いたします。

丸本君の質問は一問一答形式です。

3番 丸本君（登壇）

#### ○3 番

それでは、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、3番丸本安高が一般質問を行

います。

今議会は、公共交通について、2つ目に、職員の給与賃金について、3つ目に、林道將軍川線の譲与について、そして4つ目には、はまゆう病院の給食業者選定について、以上4点についての通告をしております。

まず最初に公共交通についてお伺いさせていただきます。

1月20日の全員協議会で、公共交通についての説明がございました。協議会の中で昨年の10月16日に、明光バス齋田稔社長ほか3名の方が来庁し、バス事業を縮小したい旨の申し出がありました。その後明光バスは、白浜町、そして和歌山県、近畿運輸局など関係各位と協議する中で、日置川地区発着路線については、撤退後の次の輸送機関へのスムーズな移行を設けるため、実施日を平成26年10月1日に延期することになりました。各関係機関と協議中であると思いますが、10月1日以後は、日置駅から上については、路線の撤退と認識してよろしいのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議 長

当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま丸本議員からご質問をいただきました公共交通についての答弁でございます。

本年1月20日の全員協議会で、事業所のバス路線再編計画についてご報告をさせていただいたところでございます。10月1日以降の再編計画については、現在関係機関、事業所とも協議中ではありますが、事業所としては路線の廃止を検討しているとのことでございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

廃止を検討中ということですね。わかりました。

再編スケジュールによりますと、ことしの3月15日に田辺白浜線が10往復廃止、椿においても一部廃止になる予定である。日置川地域においては、日置駅から上が公共交通が全くない空白地域になると思います。白浜町の中でも、特に旧日置川は高齢化率も高く、移動制約者が増加し、日常生活に支障をきたす生活難民の解決は、白浜町にとって大きな課題と言えるのではないのでしょうか。路線バスは、車を持たない地域住民が一番多く利用する地域交通であり、生活に欠かすことのできない交通であります。高齢化が進む中、住み続けることができる地域として残っていくには、バスが担う役割は大きいと思います。

そこで事業者からバス路線の廃止を含めた整備についての文書が届いている中、廃止されることが計画されている地域については、早急な対策をとる必要があると思いますが、どのような対策を考えておられるのでしょうか。答弁をお願いしたい。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

今回の路線バスの再編計画に伴います交通不便地域等の解消に向けた対策としまして、例えばコミュニティーバス、あるいはデマンドバスやデマンドタクシー、このデマンドバスといますのは、例えばこれは日本語と申しますかもう少し説明しますと、デマンドというの

は要望とか要求とかいうふうなことに応えるということですが、予約型の乗合バスやタクシーのことを、通常は言います。このデマンドバスあるいはデマンドタクシーを運行して、生活交通の維持確保をしたさまざまな取り組みも、これは全国的にも今、各地でなされております。

例えば例としまして、最近の報道にもございましたけれども、神奈川県茅ヶ崎市、ここは人口的には23万7,000人の大都市なんですけれども、こういった地域でも、市内の公共交通空白地域を解消する、あるいは高齢者や障害者の方が外出しやすい環境をつくるために、デマンドバスの運行を始めたというところもございます。

こういう全国的な取り組みの状況も、我々としりても考えながら、そしてまた研究をしながら、今すぐデマンドバスを運行するということではございませんけれども、全国のいろいろな取り組みを参考にしながら、今後、白浜町におきましてもそういった取り組み事例、あるいは町、国、県の関係機関と、あるいは事業所と住民と利用者と、あるいは学識経験者の方を入れたそういった中で、今現在ございます白浜町の中で、ぜひ白浜町地域公共交通会議なるものを設置して、そしてその中で協議を進め、事業計画や代替交通手段等について、最優先課題として、やはりスピード感を持って検討を進めてまいりたいと考えております。

いずれにしましても、昨年から急に降って湧いたわけではございませんけれども、そういった事業の縮小、そういった統合等が、廃止路線等が出てきましたので、我々としりては当然、このことについては最優先課題として、地域の皆様にご不便、あるいは迷惑をかけるような、そういった対策を講じてまいりたいというふうに考えてございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

今、町長にいただきました答弁の中に、コミュニティーバスあるいはデマンドバス、タクシー、予約型のいわゆるこういう運行を考えておると。そして廃止されることに伴う、住民に不便をかけるために、町の最大課題として、最重要課題として取り組んでいくと、こう理解してよろしいんやな。よろしくお願ひしときます。

平成23年の7月に、白浜町における公共交通のあり方及び生活交通諸問題に対応した白浜町交通ネットワーク計画策定委員会が設置され、翌年の平成24年3月に報告があったことですが、生活ネットワーク計画の中で、公共交通会議創設を平成24年にするとの記述がございます。2年近くたちましたが、まだ公共交通会議を設置されておられません。取り組みがおくれているのではないのでしょうか。

周辺自治体においては、バス路線の見直しが地域に及ぼす影響について、1月20日の全員協議会の資料の中においても、上富田町、すさみ町、みなべ町においては影響が少ないとなっており、田辺市と合併前の中辺路町においても、そして本宮町でも、住民バスを運行しております。町としての生活交通に対する取り組みがおくれとったとは思いませんか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

丸本議員のご指摘のとおり、平成24年3月に白浜町生活交通ネットワーク計画について、白浜町生活交通ネットワーク計画策定委員会から報告をいただいております。その中で公

公共交通会議の創設についての記述がございますが、町としての取り組みがおくれているということについては、反省をしているところでございます。先ほど町長もお答えをさせていただきましても、重要課題として今後取り組んでまいりたいというように考えております。よろしくお願いたします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

こちらこそよろしくお願しておきます。

合併後8年が過ぎようとしておりますが、その間、私は公共交通やまた住民バスについて計8回にわたり質問を続けてきたが、まだ現在のところ実現できておりません。ことしの10月1日から日置駅から上がバスが廃止になることが考えられ、高齢化が進む地域住民にとっては、住むことも難しくなり、過疎に拍車がかかります進むことが考えられます。公共交通が、地域づくりにどのような役割を果たしているか、町長のご答弁を賜りたいと思います。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

人口減少やあるいは高齢化が進む中で、地域公共交通の確保というのは、地域住民の、例えば病院への通院ですとか、あるいは買い物に行くとかの、日常生活の中で、あるいは地域社会の活力を維持、向上させるためにも、必要不可欠な移動手段であると考えております。また、地域公共交通を維持することは、地域振興施策や健康、福祉、あるいは教育等のさまざまな分野において、大きな効果をもたらすものと考えております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

地域住民や関係機関などと協議していただき、白浜町の最重要課題との位置づけをしていただきますようお願いして、早急な対策を要望し、公共交通についての質問を終わります。

○議 長

それでは、公共交通についての質問は終わりました。

続いて、2番目の職員の給与・賃金についての質問を許可いたします。

3番 丸本君（登壇）

○3 番

次に、職員の給与・賃金について伺います。

職員の給与・賃金については、先の12月議会においても質問をしたわけですが、質問原稿を前もって渡しておりましたが、なぜが答弁をいただけていないところが数多くあり、はっきりした答弁をいただくため、今回再度質問を行わせていただきます。

先の議会では主に休日出勤の割り増し賃金未払いについて、町の考えについて質問をしました。顧問弁護士と相談させていただくと答弁が数多くありました。質問の内容を弁護士と詳細にわたり検討されたことと思います。

最初に確認しておきますが、今年の7月分の給与から残業代の割り増し分の賃金が支払われておりますが、6月までの割り増し賃金は未払いのままであるという、このような理解を

させていただいてよろしいんですか。

○議 長  
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

顧問弁護士とも相談をしたところ、労働ということであれば支払の必要があるとのことでした。ただ、労基法に規定する時間外勤務と位置づけるべき性質のものがないか、そういったところも含まれていないか、また命令の形態及び正確な従事時間等の確認をする必要があるので、支払の可否については十分精査する必要があるということでございます。よろしくお願ひします。

○議 長  
3番 丸本君（登壇）

○3 番

総務課長、私はそんなことは聞いていないです。昨年の7月からこちらの分については、割り増し分は支払われているという答弁を、昨年の12月議会で答弁をされています。今私が質問をしたのは、6月までの分が、割り増し賃金が未払いであるという理解をしてよろしいんですかとお聞きしたんです。払われている、精算されてあるんですかと聞いているんです。

○議 長  
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

そのとおりでございます。

○議 長  
3番 丸本君（登壇）

○3 番

労基署に問い合わせたところ、労働基準法の32条で、1日に8時間、週40時間の労働時間が定められておるといふことです。これ以上の労働時間については、労使で協定を結べば残業は可能であると、私が行ったときにはこういう見解でした。労基法36条に基づく協定、いわゆる三六協定を結んで残業をしていたのか、残業を命令するときに、あした出てきてくれ、きょうは残業してくれとか、今度の日曜日に何かのイベントがあるから出てくれとか、こういう命令を出すときに、三六協定を結んでいなかったら命令を出せんと。三六協定というのは結んでおったのですか。

○議 長  
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

官公署の事業につきましては、労基法第33条第3項の規定に基づき、いわゆる三六協定は締結してございません。ただ、保育業務等規定の適用除外である職種については、いわゆる三六協定を締結したところもございします。

そういうことでございます。

○議 長  
3番 丸本君（登壇）

○3 番

現業職は三六協定を結ばなあかんけども一般職は結ばんでも構わんと、これは労基署もこう言うておりました。そしたら現業職というのは、清掃とか水道、あるいは保育園とか言うておりましたけども、これらの現業職と三六協定を結んでおったんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

それぞれの課におきましては、時間外勤務を必要とする部署、そうでない部署とかいろいろございます。そうした中で、例えば保育業務等ではございましたら、時間外勤務手当、そうしたところが発生をしておりますので、発生がされるところにつきましては、三六協定を締結してございます。

以上でございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

いやこの3つを言うたでしょう。水道と清掃と保育園、これは労基署も言うておりました。ここの職員さんとの間で協定を結んでおったんですかとお聞きしておるんです。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

保育業務におきましては、園ごとに平成24年の12月の下旬に締結してございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

民生課長、24年の12月ですか。そしたらそれまでは、協定を結んでなくても残業がなかったという認識で、残業をさせとったけども協定を結ばんと残業をさせとったということですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

保育業務につきましては、賃金の方につきましては、基本的には残業をしてもらっていませんでした。基本的にはないんですが、運動会とかそんなときに出るときに発生するということの指導がありましたので、今はそのようにさせていただいております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

上下水道課長にお伺いしたいんですけども、水道のほうは現業職であって、三六協定というのは必要やったと思うんですけど、どうなんですか。

○議 長

番外 上下水道課長 山本君

○番 外（上下水道課長）

三六協定の質問ですけれども、必要でございませぬけれども、上下水道課は現在のところ結んでおりませぬ。今後早急に進めてまいりたいと、このように思います。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら結んでなかったということですから、今後協定を締結していかなくてはならないと思いますので、協定を締結して、そして残業の命令、こういうふうに順序を踏んでいくべきだと思いますので、ひとつよろしく願いしておきます。

労基法37条では、休日等に出勤した場合、2割5分以上の割り増し賃金を支払わなければならない。昨年6月までの給与については、割り増し部分は未払いであるとの総務課長の答弁でございましたけれども、この6月までの未払いの分は37条に違反しておったのではないのかと。12月議会では顧問弁護士と相談するとの答弁であったように思いますけれども、相談された結果についてはどうでしたか。6月までの分は払わんでも構わん、払わなあかんとか、弁護士先生の見解はどうでしたか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

先ほどの答弁とも重複いたしますけれども、労働という位置づけであれば支払いが必要であると考えているところでございます。労基法に規定する時間外勤務手当と位置づけされない性格のものが含まれていないか、そうしたところも精査をする必要があるというふうに考えておりますので、そこらについては今後十分精査の上判断してまいりたいというふうに考えています。よろしくお願ひします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

顧問弁護士さんの見解は、精査した上で、これが労働で、ボランティアで行ったのか、命令で仕事として行ったのか、行った職員もそしたらわかってないということやな。行った職員もボランティアで行った。上から命令されたけど、自主的に行った者以外は、上から命令で行ってあるはずや。命令で行ったものか、ボランティアで行ったものか、行った職員自体が精査するって、だれがどのような精査をするんですか。ちょっと意味がわからんの、理解できんの。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

各課から動員をする場合には、それぞれの課長が勤務時間外の命令を発するわけですが、状況によりましてはボランティアで家族等でご参加をいただいているというふうな場合もございませぬ。したがって、勤務命令を発して、7月以降は各課長の勤務時間命令を、何時から何時までは勤務命令として時間外手当を支給するというふうにしたわけですが、それ以前のものについては、そうした手法で勤務命令を出していないところもございませぬ

で、そうしたことから、精査をする必要があるというふうにお答えをさせていただいたところでございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら去年の6月までのイベント等に出た人は、ボランティアで行ったか命令で行ったか、それはわからんわけやね、行った人自体も。それでどのような精査をされるんですか、くどいようですけど。これは命令で、職務命令で行ったのか、上司の命令で行ったのか、自主的に行ったものか、本人に聞き取り調査をするというわけですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

そこにつきましても、各課の状況、今までに取り組んできました状況等も踏まえまして、一度どのような状況で勤務命令を発しているのか、発したのか、そうしたところを精査する必要があるということでございます。したがって、各課の所属課長にもその辺の聞き取り等もする必要があるかというふうに考えています。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

今まで代休措置してあった分は、代休措置した分です。代休措置、代休で休んだ分とかは、これは職務命令を出して仕事やから代休措置をしたのと違うんですか。これを今さら精査するというその意味がわからん。代休で、3時間でも4時間でも1日でも一緒ですけど、その代休措置したのを、今さら精査するという答弁自体が、理解は普通にできない、私には。今から精査せなあかんて。この代休措置をしてあって、代休違うてん。この代休で休んだことになっておるのは、精査した後ボランティアっていうたら。これは課長会でずっと答弁についていろいろ協議したと思うけど、これは今から精査するって、何を精査するのかなと、私は不思議でかなわんのです。こんな答弁でよろしいのか。

今からする分については、今まで代休措置してある分を、そしたらこれ休まれたことに、ボランティアで出たってんけども代休で休みましたと。こういうことになったら問題が出てくる、また別の問題が。これは代休措置をしてあるから2割5分全部出すべきだと思いますけど。答弁ありますか。

昨年の12月28日付の地元地方紙によりますと、白浜はまゆう病院の給食業者選定についての記事が出ております。その記事の中で、病院理事長の井瀬白浜町長は、コメントとして、法規を順守しとの話が出ておりますけども、未払いの残業は明らかに労基法の37条に違反しているのではないのでしょうか、町長。新聞記事にあるように町長は、労基法についても法規を順守する考えはあるのでしょうか。その辺はどうですか。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外（町長）

当然のことながら、法規を順守するということは、当然あるというふうに考えてございま

す。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

法規を順守する、わかりました。労基法の115条で、町長、労働債権の時効は2年である。当局も先の12月議会でこれを認められておりますけども、2年以内の未払い残業代を支払う考えはあるのか、町長、ご答弁をお願いしたいんですけど、どうですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

先ほどから同じことの繰り返しになりますけども、総務課長が申しあげましたように、判断するに当たりましては、やはり当該事項を、弁護士からの指導といいますかアドバイスもありましたように、十分精査をして、適用するか適用しないかということを考えていかないといけないと思っております。その結果、例えば労基法に該当する時間外労働であれば、当然のことながらこれは支払い義務が生ずるものと認識をしております。支払の可否については、内容をやはり時間がかかりたっておりますけれども、内容をまずいろいろな角度から分析した上で、最終的に判断をしたいと思っております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

町長、その答弁はおかしい。総務課長にも今言うたでしょう。過去に振りかえで措置してあるやつを、今さらボランティアやったんや何やいうて、精査したら、以前に休んどった分、代休で休んどった分はどうなるんですかということ。精査は結構です。過去にもう措置してある、代休措置を。私は25%支払う義務があるの違うんかと。町長、どうなんですか。過去にもう代休で措置してある分を今さら精査しましょうか、過去にさかのぼって。こういうのはおかしいんちがうか。こういうことができるわけがない。弁護士はそんなことを言うたんですか。代休措置をしてある分まで精査せえと、こんなことを言うたんですか、顧問弁護士さんは。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

代休措置につきましては、まだ消化できていない、措置できていない分も含めてございますので、今後そのようなことについても、既に消化されている部分もあれば消化されていない部分も実際はございます。そういったところで精査をさせていただくと。代休以外の賃金としてお支払いすべきところはお支払いすると、そういったところを精査させていただくということでございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら町長、去年の6月までの分は、もう今でも代休を使えるんですか。去年の5月、

6月に何かのイベントに出て、5時間出てあるから、この2月、3月にでも代休を使えるんですか。年度内に使うたらいいのか、その辺はどうなんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

昨年もそういうことで、7月以降についてはきちんと各課長の書類の提出をいただいて、勤務時間また代休措置等を行ってきましたけども、それ以前のものについてはまだ消化はできていない部分がございます。そうしたことから、今消化できていない代休についても、今後消化をするように努めていくということも考えておりますので、よろしくお願いします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

違うんです。去年の7月からは、出たら代休措置して25%割り増しがついてあると。しかし去年6月まではそう措置をしていないんでしょう。去年の分、ずっと6月までの分を代休でこの2月とか3月に休めるんですかと、使えるんですかということですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

まだとっていないところにつきましては、今後も代休措置で対応させていただきたいと思っております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

半年たっても使えるんやな、1年たっても。

そうですか、わかりました。そしたら未払いについての労働債権が2年という中で、精査が長いことかかったら、精査するのに長時間かかったら2年が1年、ずんずん去年の7月までの分がもう半年過ぎてしまって、時効がもう1年半しか残ってない。そういう中で、これを先に延ばしたら時効が全部時効になってしまって、もう払う必要がないようになってくるように思うんですけども、早急に未払いの分を、精査するのやったら精査してもろて払っていくべきやないのかなと思うんですけども、その点どうですか。

長時間かかったら時効が短くなってくる。2年しかない。その辺どうですか、早くすべきじゃないんですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

それについても、総務課の中で一度検討をさせていただいて、早急に対応してまいりたいというように考えております。よろしくお願いします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

2年の時効、まあ言うたら税の債権は5年時効やと言いますけども、5年が来て消滅せんように、時効の停止、督促状とかを送ったら何か停止するという話も聞いたことがあるので、向こうに延びますけど、労働債権、これの時効をとめる方法というのはちょっと知りませんので、早急に。向こうへ向こうへと伸ばしていったら、期間が短くて済むから、役場にとってはこれは都合がええことかと思えますけども、職員にとったら、時効そのものは2年、払うてほしいと思えます。口には出さんけど。その辺をちょっと考えてください。

次、それで繁忙期には、多忙をきわめ、休日出勤をしても代休をとれない職員があるとのことですが、代休をとれん職員がある。放置しておくのか、この辺についてどうですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

休日出勤をしても代休がとれないということでございます。これにつきましては、各課長会でもそうですけども、各課には代休をとるようにということを進めてございます。先ほどもありましたように代休がとりにくい状況であるということはあるんですけども、努めて代休をとるように各課長にも指示をしてございます。今後ともそうした形で代休の消化に努めてまいりますというふうに考えます。よろしくお願ひします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

代休をとるよう指示といたしますけれども、代休をとれない職員があると先の議会で答弁をされておるんですけど、とれない職員についてはどうされるんですか。これを聞いておるんです。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

各課長、または直属の上司となる係長とあるわけですけども、それにつきましては係長に対しましても、部下が担当する事務または事業について、その量や進捗状況を的確に把握するよう指導してまいりたいというふうに考えております。その上で代休措置をとれるような形で進めてまいりたいと考えています。よろしくお願ひします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

未払いの賃金があるということよ、何せ、25%も含めて。その代休措置をできていない部分も含めて。この部分についてはやっぱり町長、私はしっかり精算すべきと思うんです。負の遺産や、これは。このままずっとほっといたらええわというように、時間が過ぎて2年が過ぎたらもうええわと、そんなものと違う。それで私は税金のことも先の議会で言うたんですけど、貯金まで差し押さえに行くんやで、そういう厳しい取り立てをしやるのやから、自らやっぱり襟を正して、職員に負の遺産を清算すべきではないのかなと思うんですけども、町長どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

今ご指摘いただきましたように、町の職員に対する指導といいますか、これからも当然労基法に違反するようなことがあったらならないと思いますので、やはり例えば各課によっても、いろいろな今まで取り組みをしてまいりましたけれども、各課長あるいは係長の采配に大きくこれは関係してくると思いますけれども、やはり指導の徹底、そしてまたボランティアなのかあるいは時間外労働なのかというふうなことも、過去にやっぱりさかのぼって、できるだけその辺を速やかに精査した上で、そしてまた時間外労働に当たるのであれば当然支払い義務が生じますので、それについてはきちっと精算をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長

3番 丸本君(登壇)

○3番

精算していくという理解をしたわけですけども、それはそれで大変ええと思うんです。しかし過去にさかのぼってボランティアであったのか、仕事であったのか、この辺が把握できていないというような今のご答弁であったんですけども、そういうことを、私はこれはちょっと問題が出てくるんじゃないかと。仕事で行ったんやら、ボランティアで行ったんやら、把握できていないということ、精査せなあかなくて、町長、そういう答弁をしてええのかなと。ちゃんと精算すべきという考えは、それはそれで至極当然のことです。それでボランティアだったのか仕事やったのかわからんというような答弁を、今から精査するというような答弁があったでしょう。そういう答弁はいかなものかなと思うんですけども、どうですか。

○議長

番外 総務課長 大谷君

○番外(総務課長)

議員のご指摘のことはごもっともだと考えております。しかしながら、観光の町、白浜ということで、各種団体の皆様にもいろいろな形でボランティア的な活動をいただいております。職員につきましても、当然地元へ帰れば一町民という形になります。そうした中で観光のまちを支えていくという強い職員の思いから各種イベント等に参加をしていただいているところもございますので、そうしたところで町がご本人から勤務手当の請求を頂く場合は、当然労基法違反にならないように努めていくということをご理解いただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長

3番 丸本君(登壇)

○3番

法律に基づいて行政運営をしていただけるよう、お願いしておきます。

次に林道將軍川線についてお伺いします。

○議長

それでは、職員の給与・賃金についての質問は終わりました。

続いて、林道將軍川線の譲与についての質問を許可いたします。

3番 丸本君(登壇)

### ○3 番

林道将軍川線についてお伺いします。1月20日の全員協議会において、林道将軍川線の譲与についての説明があったわけですが、県の意向として、林道将軍川線、日置川工区B区間について、町へ譲与したいとのことであるが、町が引き取ることになれば、平成18年の和歌山県公共事業再評価委員会での事業中止決定をのんだことになる。平成18年に2町が合併をしたが、合併協議会が発行した新町まちづくり計画の中で、新町における和歌山県事業として、県では合併した市町村の一体化や活性化を促進することを目的とし、和歌山県合併支援プランを定めている。プランの中の施策の中に、ふるさと林道将軍川線の整備・促進につとめるとある。1年の間になぜ促進から中止へと県が180度変更したのか、説明をお願いしたいのですが。

#### ○議 長

番外 町長 井潤君

#### ○番 外(町 長)

平成17年度の合併協議会が作成した、新町まちづくりの計画の中で、県事業としてふるさと林道将軍川線が記載されております。本事業につきましては、工事に伴う用地交渉は、県ではなく町が行わなければなりません。その時点におきましても、町は誠心誠意、用地交渉に取り組んでいましたが、最終的には解決は無理というふうに判断したところであります。県としましても、そういった状況及び平成18年度の県公共事業再評価委員会の答申をもとに、中止を決定したものと思慮するところでございます。

#### ○議 長

3番 丸本君(登壇)

### ○3 番

白浜町の方針についてお伺いします。

平成22年に林道将軍川線の無条件受諾はできないA区間についても、同様、事業の履行を求めてきましたが、そして昨年の第1回定例会においても、私の林道将軍川線への質問に対し、町として譲与に関する協議を続けると同時に、林道将軍川線の整備事業の再開を要望していたとの答弁でありました。県と同様に、なぜこの白浜町も変わったのか、この辺の説明をお願いしたいのです。

#### ○議 長

番外 町長 井潤君

#### ○番 外(町 長)

林道将軍川線の古座川工区、2つございまして、古座川工区とそれから日置川工区というように2つに分かれるわけですが、この古座川工区につきましては、平成22年4月1日付けて、県から古座川町へ譲与されている状況がございます。日置川工区のように、町管理林道のうち、一部の区間だけを県が管理している路線は、ほかにはございません。また、約10年前から譲与協議を行っておりますが、県との信頼関係を考慮したとき、これ以上譲与を拒み続けるのではなく、互いに協力し合える関係づくりのためにも、古座川町と対応を合わせるべきであると考え、譲与を受けることとしたものでございます。

なお、県当局としても、県道日置川大塔線の駅前拡幅工事の国庫補助事業化に向けての取り組みや、また、ロケ谷地区改修工事につきましても、今年度は約1億円の予算措置をして

いただいております。さらに地元としても、悲願でありました、県道白浜久木線の事業化など、白浜町にかなり力を入れて取り組んでいただいている状況でございます。

こういったことで、最終的に町としましても、県に今までの経緯を含めて感謝を申し上げ、そしてまたこれからもいろいろな側面からご支援をいただきたく、これからも努力をしてみたいというふうに思っております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

今、町長の答弁の中において、合併前の平成16年から譲与協議を開始したとありますが、これは議会には報告をされていなかったように思うんですけども、私らも去年ですか、去年の1月にふるさと林道促進協議会の場でちょっと耳にはさんだんですけども、議会に報告がなかったように思うんです。合併前から譲与を開始してあると。なぜ議会にこれを報告をしていなかったのかなど。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

その件につきましては、合併前の平成16年に譲与協議が開始とのことにつきましては、これは旧日置川町だけでなく、古座川町と一緒に話を進めていたということでもあります。また古座川工区よりも日置川工区のほうが延長が長く、完成が遅いのですけれども、譲与を受けてもらえるのだったら一緒に行っていただけませんかとのことでもあります。また県にお聞きしましたところ、県営農林道の場合、供用開始区間ごとに市、町への譲与を行っているとのことでもあります。なお当時議会に報告したかどうかについては、私自身も確認はできておりません。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

先ほど去年の紀の国ふるさと林道將軍川線の促進協議会で議員さんはお聞きになったとおっしゃられた。平成22年の10月4日の全員協議会の資料の中にも、平成16年から譲与協議ということで、そのときにもご説明させていただいております。平成22年の10月4日の全協です。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

県の意向に従って、町の姿勢としては引き取るとの考えのことで思いますが、引き取りをしてどのようなメリットが白浜町にあるのかと、私は理解に苦しむところがございます。全協の資料については、譲与協議されているB区間2、160メートルのうち、トンネルが2本で1、217メートル、橋が3本で458メートル、計1、675メートルもあり、譲与を受けた場合、将来の老朽化による維持管理の経費が心配されると思います。現在維持管理については、年間20万227円の黒字でありますけれども、将来の経費負担を考えると、慎重に考えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

本林道の日置川工区B区間の橋梁につきましては、今ご質問をいただきましたように3橋ありまして2橋は鋼製でございます。鋼製の橋の中で耐候性鋼材といたしまして安定化処理を行った無塗装使用でございます。もう1つの1橋はコンクリート橋でございます。譲与までに上露トンネルへの照明設備の設置や譲与区間にあるトンネル、橋梁の点検審査を行い、必要であれば補修工事を行ってもらうなど、譲与区間に必要な工事等は県で行っていただくことになっております。なお、譲与後におきまして、修繕や改修等を要する事業が生じた場合には、全面的な県の協力のもとで補助事業を活用し管理してまいりたいと考えております。

メリットでございますが、先ほども町長が、ご答弁をいたしました。平成16年から約10年県と譲与協議を行っている状況の中、県当局も当地域の道路行政全般にわたりまして、かなり力を入れて取り組んでいただいております。こういった県との信頼関係を考えると、これ以上譲与協議を長引かせることは町全体として町益にはならないと考え、今回譲与を受けることにしたものでございます。

以上です。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

県と白浜町との信頼関係に基づいて引き受けるというお話でしたけども、この質問の最後に確認をしておきたいんですけども、林道の引き取りをしない場合、ほかの部分で不都合なことが起こっておるのか起こってないのか。これは起きているのか起きていないのかと。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

譲与を受けないことによる弊害というのはないというふうに考えております。町の方針といたしまして、最終的に日置川工区B区間の譲与を受けることに決定しておりますけれども、譲与のことについては、先ほども申し上げましたけれども、約10年前よりこの協議を行っております。去る1月20日の全員協議会でご説明いたしました県の譲与の意向を踏まえ、関係課による庁内会議を重ね、検討をしてきました。その結果、やはり先ほどから申し上げておりますように、県とのよりよい信頼関係を築くため、またこれ以上譲与を拒み続けるという理由がないということと、それと県と互いに協力し合える関係を構築することが、町全体の町益につながるというふうに判断をしまして、譲与を受けることにいたしました。何とぞご理解いただきますようお願いを申し上げます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

10年協議、それは大変やったと思いますけども、要するに町長、引き受けなんでも、今不都合なことが起きていないと。何も不都合なことは起きていないと。県との信頼関係を築いていくためにも、これは譲与を受けるべきやと判断したと。これは何の不都合なことも起

きていなかったら、ああいう大きな道路、これから管理していくのに大変なんじゃないですか。メリットというのは何もないんじゃないですか。不都合なことが起きると、県道日置川大塔線とか余り改修、今ありましたけど、ロケ谷の崩れた部分、災害で崩れた部分と、今年度はあそこの事業をしてくれとるところは1億円いうたんですか、あれはもともと災害で崩れた部分です。

それで町長、不都合なことが起きるとこのやったら引き受けるという話は、私は話は途中で成り立つと思うんですけど、不都合なことが起きていなかったら、引き取る理由自体が成り立たないのちがうか、話が。不都合な、日置川大塔線、これは要望しておっても改修がなかなか進まんと。それやったら不都合なことが起きると。不都合なことが起きてないと町長は答弁をされたでしょう。

それで不都合なことが起きてなかったら、引き取る必要が私はないんじゃないかなと、このように私は思うんですけども。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

不都合、メリット、デメリットはございませんが、やはりこういった県の当局のほうも、これは繰り返しになりますが、当町地域全体にわたりまして道路行政等に物すごく力を入れていただいている関係がございます。町としてもそういった今後とも県と協力関係を築いていくには、やはりメリット、デメリットがなくても、こういった信頼関係を築くためには譲与を受けるほうが、町益になると判断したところでございます。

以上です。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

ロケ谷の災害ですけど、今回2工区に分かれております。災害は前期の金額で言いましたら4,000万円で災害は終わってしまいます。あとの5,000万円ちょっとにつきましては拡幅工事になってきますので、あそこを全線広げる計画になっておりますので、よろしくをお願いします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

私はしつこいようやけども、これは将来の町の負担にならないかと、その辺をちょっと心配しているんです。あれは取り付けが、工事用道路が500メートル前後あります。あの部分についても年に1回か2回か、大雨が降ったらしょっちゅう崩れております。あの費用も、工事の費用というのは、これは町の単費でやっておるんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

県との協議の中でもそういったことのお話もさせていただいております。ただ県としましても、今後とも必要な県費補助とか、災害とか、いろいろ県補助事業を抜本的にしていくか

らということをお聞きしております。県も全面的に県単の補助とかを入れて、町に協力するところを協力していただいております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

取りつけ道路、工事中道路は同じ場所が何回も崩れていますけど、あれは県の100%補助が入っているんですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

引き取った工事中道路の災害復旧工事は、国庫補助事業の災害復旧工事で工事をやっております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ようわかったようなわからんような答弁ですけど、引き取っても将来負担にならんように、その辺ちょっと私も心配しますので、その辺についてまだ協議がある中で、ひとつ話も詰めていただきたいと、そのように思います。

それでこの林道については、この質問を終わります。

○議 長

それでは、林道将軍川線の譲与についての質問は終わりました。

続いて、はまゆう病院の給食業者選定についての質問を許可いたします。

3番 丸本君（登壇）

○3 番

最後に白浜はまゆう病院の給食業者選定についてお伺いします。はまゆう病院については別の団体であるとの認識をしておりますが、白浜町が筆頭の出資者であり、また理事長は白浜町長が充て職とはいえずついており、このような中、病院給食の選定について、地元地方紙で入札が正常に行われたのか疑念を抱かせる報道があり、落札予定だった業者が、田辺保健所をかたって調理室の現場を視察したということでもあります。

こうした報道をきっかけに、先日1月20日の全協で、説明と内部調査の結果が報告されました。その内容を見て驚いたのは、病院の事務方がプロポーザル方式などの入札事務になれであったことであり、公共的な病院の入札事務の必要性や公平性が理解できていなかったことであると思います。実務執行体制としては極めて不十分だったと思います。

そこで白浜医療福祉財団の理事長でもある白浜町長に、この問題についての認識を伺いたいと思います。

最初に伺うのは、昨年8月26日に入札の仕様書と実施要項を決済し発送したにもかかわらず、わずか3日後の8月29日に「県内に」とこの文書を変更しております。こんなことは公共の入札ではあってはならないことであると思いますが、町長はどうとらえておられるのでしょうか、ご答弁をお願いいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

現在はまゆう病院の内部調査の結果を、第三者を交えた、白浜はまゆう病院給食委託業者選考過程における不祥事に関する調査委員会で検討し、関係者に対し事実確認を行っているところであります。その結果に基づき、職員の処分も含めた、必要な財団内での対策を講じていき、相手方にも調査結果を開示し、広く町民に対しましても改めて必要な説明責任を果たしていきたいと考えてございます。

そしてまた、必要であれば必要な関係者への謝罪をしまいたいと考えております。

また、町民に対しましては、結果の公表は当然のことながら行うこととなります。利用者の皆様、町民の皆様に大変ご迷惑とご心配をおかけし、またはまゆう病院への信用と信頼を損なわせたことに対して、責任を感じているところであります。

いずれにしましても、1日も早くこの調査委員会の中で事実の確認をしていただき、事実関係を明らかにした上で、最終的なまとめ、結論を出していただきまして、そして再発防止に努めたいというふうに考えてございます。ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

1月20日の全協の資料によりますと、仕様書については食養科長の原案をもとに、他病院の資料を参考にしながら作成され、実施要項も同様、総務課長が作成したとありますけども、その後8月26日の決済は、これはだれがしたんですか。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

現在はまゆう病院の第三者委員会のほうで事実確認の検証をしておりますので、現段階ではお答えのほうを差し控えさせていただきたいと考えております。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

調査委員会調査委員会って、決済をしたのはだれがしたんですかと言うているんです。調査委員会の結果報告待ちじゃなしに、これは決済はだれがしたんですかと聞いている。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

決済につきましても、現在のところ各関係者を第三者委員会のほうに招集しまして、それで意見聴取のほうをしていますので、事実確認がはっきりしてからまた報告させていただきたいと考えてございます。よろしく申し上げます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

それは調査せな、事実確認を調査するために調査委員会というのを設けてあると、これはわかる。けど決済をだれがしたか、この文章そのまま渡してあるのやから、だれがしたやら調査委員会の調査を待たなあかなんというような質問じゃないんですか。踏み込んだような質問ちがう。決済をだれがしたんな。答えられませんか。調査委員会の仕事を待たな決済をだれがしたかわからんというような。

○議 長  
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

決済につきましても、調査委員会でそのはっきりした事実確認をさせていただいていますので、その結果を待つて報告させていただきたいと考えてございます。

○議 長  
3番 丸本君（登壇）

○3 番

もう言えなんだからそれでよろしいです。仕方ないですけど。

次に伺いたい疑問は、昨年9月27日には落札業者が決まっていたと思いますけども、その後その業者と人件費の見直しや食材単価の見直しなど、いわば値引き交渉がされていると思うことであります。そのために、保健所だとうそをつくはめになったわけですが、一たんある金額で落札されたものが、その後値引き交渉がされるというのは、公共の入札ではあり得ないことと私は思いますけども、町長はどう思われますか。調査委員会でやっぱり調査せなあきませんか、これ、値引き交渉。

○議 長  
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

この件につきましても、町の入札では、入札後、落札後、金額の値引き交渉というのはございませんが、はまゆう病院のこの場合プロポーザルでございましたので、そのような方向をとられたのかと。このことにつきましてもまた調査委員会で事実確認のほうをさせていただいているという話を聞いていますので、よろしく願いいたします。

○議 長  
3番 丸本君（登壇）

○3 番

これも調査委員会待ちや、ああそうですか。

保健所の職員をかたったり、入札の仕様書と実施要項を決裁した後の変更など、不可解なことが行われ、住民に疑念を抱かせている。そのような不正常的な入札の結果、業者が選定されたわけでございます。選定から漏れた業者から見ても不信感が募ると思います。今弁護士さんも入った調査委員会が調査中とのことでありますが、その結果も見た後、必要ならば給食業務にかかわる入札をやり直すことも出ていていると思いますが、町長、結果次第では町長の考えはいかがでしょうか。

○議 長  
番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

先ほどから申し上げておりますけれども、やはり内部調査の結果というのと、それから今現在お願いしております第三者を交えた調査委員会の結果というのは、当然これは第三者の調査委員会のほうの結果を待たねば、やはり内部調査だけでは私は不十分だと思っております。その中で、白浜はまゆう病院給食委託業者選考過程における不祥事に関する調査委員会、先ほどから申し上げているこの調査委員会の中で最終的な報告が提出され、検討した上で、最終判断といえますか、それは理事長として私が判断させていただくことになります。現段階では、やはり事前のそういったいろいろな憶測とか、いろいろなところに影響が出ますので、やはり一定の結果が出た段階で判断をさせていただきたいと思っております。今現時点でのお答えは差し控えさせていただきたいと考えております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

この選定問題について、いわゆるプロポーザル方式という入札は、金額以外の要素が大きく評価される方式であると思っております。極めて高度な事務管理が必要だと思っておりますが、なぜこうしたこの入札の方法を選択したのか、その目的と経過、そしてもう1つ、一問一答ですけれども、その目的と経過、そしてプロポーザルの方式にするというこの決定はだれがしたのか。この辺はどうなんですか。町長、これを知ったのか、プロポーザル方式というのを。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

これにつきましても、当然一般競争入札でそういった競争入札がいいのか、あるいはプロポーザル方式がいいのかというのは、病院の中で検討をしておりました。その中で最終的な判断でプロポーザル方式が採用されたというふうに認識をしております。この件につきましても、もう一度この第三者委員会の中で検証しておりますので、事実確認をさせていただいた上で、どういったことが経緯としていきさつとしてこういうふうになっていったのか、この辺も含めて、前回のこの全協で皆さん方からご指摘をいただきましたけれども、あるいは事務局長からも報告がありましたけれども、やはりいろいろな不備といえますか準備不足だとか、あるいは経験不足だとか入札に関する取り決め不足だとかということもあったというふうなことは申し上げております。

しかしながらその辺も含めて、今後やはり第三者委員会で、中立的な立場の方に入っていた中で、最終結論をぜひ出していただきたいというふうに考えてございますので、現段階では、先ほどから申し上げておりますけれども、コメントをすることは、私としては今現在適切ではないというふうに考えてございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

プロポーザルの方式にするというのは、町長が知っていたんですかと聞いとるのや。調査委員会の結果と違う。町長は知ったんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

当然その経緯といいますのは認識をしておりました。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

知っていたということですね。これはもう調査委員会の結果報告を聞かなくてもこれだけは知ったと。わかりました。

そしたら、真相を究明して、町民や選定から漏れた業者の疑念を払拭するよう努めて、私の質問を終わりたいと思います。

町長、簡単な質問やのに、調査委員会の結果報告待ちやとか、ほとんどそういうことばかりやったので、何というのか、質問からちょっと逃げてあるというのか。調査委員会は細部にわたって調査するのだから、これはそういう質問ではない。町長の考えはどうなんですか。それで答弁に真正面から答えていただきましたかったと私は思います。真相究明を励んでください。取り組んでください。

以上です。

○議 長

以上をもって丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 14 時 13 分 再開 14 時 19 分）

○議 長

再開いたします。

16番正木司良君の一般質問を許可いたします。

正木司良君の質問は総括形式です。

16番 正木司良君（登壇）

○16 番

一般質問に先駆けまして、正木雅就観光課長の急逝に対し、心から哀悼の念をささげます。昨年12月議会の一般質問の冒頭、私は、今は亡き小幡一彰副町長に対する哀悼の言葉をささげました。そのとき正木課長は、その席で、沈痛な面持ちで私の言葉に聞き入っていました。その姿を、今思い浮かべながら、改めて人の世のはかなさを痛感する次第でございます。体の弱い年老いた母親のために、そしてまた我がふるさと白浜のために、さらに若いエネルギーをこれから発揮していただきましたかった。そのような思いでいっぱいでございます。今となりましては、ただただ課長のご冥福を祈るばかりでございます。桜の花散り散りにしも別れゆく、遠き一人と君もなるらん。課長、長い間ご苦労さんでした。安らかに眠りください。

さて、当初予算案117億7,000万円の歳出面を分析いたしますと、経常的経費が大きなウェイトを占め、投資的経費は14%に過ぎない。そんな厳しい財政事情の中で、豊かな日置川町の土壌を活用した人口のクレートとしては全国最大規模とされるテニス競技場のほかに、白浜会館の改修など、国体関係のハード面の整備や、各種防災、消防施設の高台への移転、そしてまた教育施設の耐震事業や改修などの大型事業が、新年度予算の1つの特徴として位置づけられており、当局の積極的な課題への対応が伺えます。

行政責任者はいつの時代においても、直面する行政課題だけでなく、町の発展を展望した中で、中長期的な町づくりの構想を輪郭としてでも把握していかなければならない。それが町民の幸せな暮らしと健全な子どもたちの育成に取り組む、町長や教育長の責務であると、私はそう思っております。

当然、流動する社会情勢や経済情勢によって、その想定は困難だと思いますが、少なくとも一定のビジョンやまちづくりの構想を持つことは、行政の責任者として必然の姿勢であると、私は確信をいたしております。

歴代の行政の執行者たちは、そうした我がふるさとの発展を展望した上で、大胆にそしてまた勇気を持って、大規模な事業を敢行してきた。例えば、年代順では、不同ではございますが、白砂が流出して波打ち際が岩場に変貌した白良浜の大規模な養浜事業、外国から大量の白砂を導入してまいりました。浜通りの拡幅やメインストリートの整備、サファリランドなど大型企業の誘致、集落の現場の山を何カ所も削り取って、その土砂で地域全体をかさ上げした東白浜区画整理事業の防災事業、ごみ焼却場の移転、下水道事業への着手、南白浜有料道路、昔はそう呼びましたが、白浜スカイロード、番所山の整備、中学校や小学校の移転改築など、多くの歴史的な大型事業が、そのときの町長の決断で敢行された。その誇り高き実績に対してここに住む1人の町民として敬意を表したいと思います。

町長は、今議会の所信表明でも、「町民が安心して安全に暮らせるまち」「快適で生活環境が充実したまち」、そして「世界に誇れる観光リゾート白浜」の創出をスローガンにして、その目標のために取り組んでいます。今後の中長期的なまちづくりの展望の中で、取り組まねばならない課題は何であるのか。防災の整備は当然の措置であります。具体的なビジョンをお持ちなのか、そうした面も含めてお伺いをいたしたい。

また、教育面におきましても、施設の統廃合や校舎の空調整備などのハード面だけでなく、一連のいじめや不登校、アレルギーなど食生活に関連する子どもたちの体質の虚弱化などへの対応についてもお伺いをいたしたいと思います。

春は新しい門出のシーズンでもあります。ことしも3月7日、町内4中学校の生徒199人が高校に進学をいたします。そこで気がかりなのは、生徒たちの通学の交通体系であります。彼らもまた先輩たちと一緒に、田辺市や上富田町などの高校に通うこととなりますが、その交通体系は整備されているのかどうか。例えば三舞中学校の場合、8人の今春の卒業生の高校までの交通手段はどうなのか。毎日家族の方が学校やJR日置駅まで送迎されているのではないかと推察をいたしますが、富田中の117人、白浜中の50人の卒業生はどうなのか。恐らくバスや電車、自転車通学が主体だと思いますが、自転車通学の場合、学校までの距離が遠くて登校が過酷な場合も見受けられます。以前にも質問をさせていただきましたが、きょうのような寒い日や炎暑の中を一生懸命にペダルを踏む子どもたちの姿は、本当にかわいそうな一言に尽きます。そして疾走する車との交通事故も心配であります。また、それに電車通学の場合のダイヤは、登校時間とうまくかみ合っているのかどうか。時刻の調整がうまくいかず、生徒たちの生活に影響を及ぼしていることはないのかどうか。また、バス料金も含めて、父兄に負担がかかる通学費に、交通機関の学生割引とは別に、行政として何らかの軽減措置をとっているのかどうか。

以前、当局の見解をお聞きした時、たしか義務教育ではないので支援できないという意味

の回答をいただいたように、私は思っています。いま一度、明確なご答弁をお願いしたい。そして、支援できないということであれば、私は率直に申し上げて、行政の冷淡さを意識せずにはられない。義務教育云々の格式張った解釈より、町内の少年たちの健全な育成のために、子どもたちの苦勞をただただ傍観するだけでなく、行政としての温かい配慮が必要ではないかと思うが、町長もあわせてご見解をお伺いいたしまして、第1回目の質問を終わります。

**○議 長**

当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

**○番 外（町 長）**

ただいま正木司良議員から、行政課題への取り組みと展望ということでご質問を頂きました。議員ご指摘のように、まちづくりにつきましては、私はまずビジョンを掲げ、将来を見据えた中長期的な展望を示す必要があると考えております。やはり優先順位がありまして、重要なのは、私はまず防災、減災対策を優先して進めるべきであろうと考えています。現在、東海・東南海・南海地震や南海トラフの巨大地震によります被害想定を踏まえ、防災計画の見直しを行っておるところでございます。ハザードマップの完成後、4月以降には、町民の皆様へ配布できる予定であります。安心・安全は最大のおもてなしであり、町民や観光客の命を守る根幹となるものであります。ハード、ソフト両面から対策を、国・県と連携し、また官民連携も踏まえて、これから実施をしていきたいというふうに考えてございます。

また大型宿泊施設の耐震診断あるいは改修につきましても、関係するホテル・旅館等の協力が不可欠でありますので、このあたりもやはり官民連携が大変重要であるというふうに考えております。役場本庁舎につきましては、耐震工事かあるいは建て替えかの議論を、庁内検討委員会で行ってきました。あと少しお時間をいただきまして、平成25年度中に方向性をまとめ、最終結論を出したいと考えています。また日置川消防署につきましても、高台に移転をし、施設の充実と安全を確保し、平成26年度から建設工事を実施してまいります。また学校施設の耐震化でございますが、白浜町学校施設耐震化推進計画に基づき、予定どおり推進してまいります。日置川地域におきましては、殿山ダムの水利権の更新が7月に控えておりますので、関西電力様、県の協力を得て、地元への説明、地区懇談会等を行い、理解を得ていきたいと考えております。

次に優先すべきは、観光振興と第一次産業や商工業の活性化であると考えます。観光分野では、経済3団体や関係機関と連携して、さらなる観光客の誘客に取り組みます。昨年、皆さんご存じのように2013年1年間で外国人訪日観光客数が、いわゆるインバウンドの部分が一千三十数万人ということで、1,000万人を突破いたしました。そのかいがあって、和歌山県並びに白浜町の外国人観光客もかなり今ふえております。そういった東アジアのみならず、東南アジアあるいは諸外国のお客様を、この白浜の地に来ていただけるような取り組み、そしてまた仕掛けづくり、工夫をしてまいりたいというふうにも考えてございます。

白浜町活性化協議会からは、1月17日に提言が提出されました。町の将来像であります「世界に誇れる観光リゾート白浜」の実現に向けて、官民一体となって取り組んでまいりたいと思います。まず大きなテーマとしましては、「白良浜周辺の利活用について」「旧空港跡地の利活用について」「参加体験型観光について」の3つのテーマについて、最終答申が出さ

れました。これを踏まえながら、優先順位を見きわめ、取り組んでいきたいと考えています。そのためにも、やはり経済3団体との連携、協議が大変重要になってくると考えています。町の将来像、具体的な青写真をどう描くのかを、皆さんと協議をしてまいりたいと思います。いずれにしましても、夢と希望の持てるまちづくりを推進していかなければなりません。

湯崎漁港が整備され、そして漁業振興施設が完成をいたしました。しかし、完成すれば終わりというものではありません。今後、あの施設をどう使っていくのか、あるいは町民の皆様、あるいは観光客の皆様に友好的に活用してもらえようような取り組みができないのか、こういったことも議員の皆様と協議しながら、前向きに考えていきたいと思っています。今後、湯崎のみならず、白良浜、そしてまた臨海方面へと、一体感のあるまちづくりを行いたいと思います。

皆様ご存じのように、本年の3月末で番所山の整備事業が完成をする予定であります。京都大学の水族館や南方熊楠記念館と連携すれば、新たな観光スポットとして生まれ変わるようになります。新たな観光客の誘客、例えばファミリー層、あるいは学生向けのPRを行って、いろいろな角度からこの地域をもっともっと活性化できるように取り組んでまいりたいと思います。また5月11日には、南紀白浜トライアスロン大会が開催予定であります。官民連携の具体的な取り組み事例となるよう、関係者と一丸となって進めてまいります。また、本年は紀の国わかやま国体の競技別リハーサル大会も、5月以降開催されます。これにつきましても、町民と一丸となって皆様と一緒に取り組んでまいりたいと思います。また、日置川地域の活性化につきましては、これも町のみならず県と連携を深めながら、これまで以上に教育旅行や民泊など各種事業の推進に取り組めます。

高速道路の南進化やフラワーラインの整備も急ピッチで進んでまいります。これらの動きを大きなチャンスととらえ、まちづくりを中長期的なビジョンを持って推進することが、何より重要と考える次第であります。議員各位のご指導、ご協力を切にお願いを申し上げます。

いずれにしましても、この平成26年というのは、私はゴールデンイヤーの2年目でありますし、大変重要な年だというふうに位置づけております。今後やはり、皆様方のいろいろなご助言をいただきながら、そしてまちづくりというのは、1つの課で、あるいは1団体でできるものではございません。やはりさまざまな皆様方のご意見やご要望等を入れながら、そして連携をしながら取り組むべきものだと思っております。国・県からの支援も必要だと思えます。町単ではなかなか難しい予算的な面もございますので、やはりこれからは、国・県の支援を仰ぐような、そういった取り組みを先ほど申し上げた防災、減災対策、そして観光振興、第一次産業や商工業の活性化に生かせるように、これから町一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞご理解とご協力のほどよろしくをお願いを申し上げます。

## ○議長

番外 教育長 清原君（登壇）

## ○番外（教育長）

正木司良議員からは、いじめ、不登校、アレルギーなど、食生活に関する子どもの体質の虚弱化についてご質問をいただきました。また、高校生の通学費等についてのご質問をいただきましたが、これについては次長より後に答弁をさせていただきます。

まずいじめにつきましてはですが、これは各校で、最も重要な教育課題の1つとして、現在も懸命に取り組んでいるところであります。特にいじめの未然防止、あるいは早期発見、あ

るいはいじめそのものへの対処、あるいは事後対応のあり方、啓発、こういうことそれぞれにつきまして、学校として組織的に対応を進めているところでもあります。特に一番大事なものは、学級や部活動等において、友達同士が仲間としてお互いに支え合う温かい人間関係づくり、このことが子どもたちのいじめを防止する上でも一番大事じゃないかということで、取り組んでいるところがございます。また、全国的ないじめについての法律も整備されました。それを受けて、今教育委員会としても、いじめ防止基本方針を現在策定中であります。次の教育委員会にお諮りをして、そこで整理することになっております。

次に不登校につきましては、一人一人それぞれ状況が異なります。さまざまな要因が関係して起こりますので、個別の対応を基本として、学校とスクールカウンセラーあるいはスクールソーシャルワーカー、あるいは児童相談所の心理判定員、こういう方々と協力をして個別の対応を進めています。ただ場合によっては、家庭への支援等も行う必要がありますので、福祉関係者あるいは児童相談所、教育相談員、主任児童員さん、そういう方々とネットワークをつくって対応しております。

アレルギーの克服ですけれども、これは現代医学でもってしても非常に解決が困難であると思いますが、教育的な面から子どもたちや家庭の指導を行うということ、これは非常に大事であります。特に一番大事にしていることは、早寝早起き等、健康で規則正しい生活を送るということ。バランスのとれた食事をとるということ、これは家庭にお願いしていることですが、あるいは十分睡眠をとるということ、そして適度に運動を行うと、こういうことがやはり健康な体力づくり、アレルギーを克服する体力につながっていくと思っております。

もう1つアレルギーを持つ子というのは、やはり精神的に悩みを持ちますので、心の面のケア、これは養護教諭を主に中心として行っております。そして特にアレルギー症状の少し深刻な子どもたちもいますので、そういう子どもたちについては、保護者は当然ですが、医師とチームワークをとって個別の対応を進めているところです。アレルギーの対応というのは、今後一層重要になると思われまます。それで本当に大事なものは、学校でも定期的に研修を行っていくと、これは本当に大事なことだと思っておりますので、現在そういうことを行っておりますが、この3月には町教委独自で国立南和歌山病院の専門の先生、医師に来ていただいて、各校の教職員が研鑽を深めると、そういうことになっております。今後もこういった勉強をするということを大事にしていく必要があると考えております。

以上、あとは高校生の通学費等の問題については、次長のほうで答弁をさせていただきます。

○議長 長  
番外 教育次長 青山君（登壇）

○番外（教育次長）

ただいまの高校生の通学体系と支援措置についてでございますが、平成24年第4回定例会でも同様のご質問をいただいたところでございます。高校生の通学ですが、最寄りの駅まで自転車、または学校の許可により単車で行き、電車通学がほとんどでございます。しかし、最寄りの駅までの通学距離やクラブ活動の時間帯、そして交通費やバスの利便性の問題等で自転車または親の送迎等で通学しているのが、現状でございます。通学費の助成になりますと、白浜町は地域の範囲が広く、また、高校生への助成の範囲、助成の対象などの整合性や現在財政の厳しい中、新規助成金は非常に難しいのが現状でございます。高校生に対しまし

では、教育の機会を均等に受けられるよう、予算の範囲内で入学就学奨励金制度により支給しているところをごさいますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

○議 長

それでは再質問があれば許可いたします。

16番 正木司良君（登壇）

○16 番

今、来るべき国体に備えて整備をされている白浜会館は、田辺市が昭和40年代に、いわゆるリージョンプラザ構想の先駆けとして建設された文化会館より以前に、紀南地方では初めての近代的な文化ホールとして建設された。そして同じ公園内に、テニス場や野球場、プールなどのスポーツ施設が整備され、まさに当時は紀南に誇るスポーツの殿堂だった。しかしながら、今、白浜会館は改修を続けておりますが、公園全体の老朽化が目立っており、整備が必要だとされているが、どのような方向性をお持ちなのか。

旧空港の跡地の活用については、町長はただいま答弁で取り組みを述べられましたが、期待されたバラ公園が否定されて以来、放置されたままであります。それに、白良浜のそばにあった白良浜ホールは老朽化のために撤去されたままで、現在駐車場になっている。しかし、当時会館を撤去する前提として、会館の再建が何らかの条件になっていたように、私は受けとめているわけですが、その後のプロセスについて、そしてまた今後の取り組みについてお伺いしたいと思ひます。

教育行政ですが、児童・生徒の通学の実態を把握した場合、高校生も含めたスクールバスの運行についても検討課題として受けとめるべきではないか。また、全国の少子化現象にはさらに進行しており、我が町の学校でも、一部の学校を除いて児童・生徒の減少が目立っております。そうした中で、将来小学校の統廃合という保護者にとっては心配な課題も浮上せざるを得なくなるのではないかと危惧するが、どのようなご見解をお持ちなのか。

自転車通学の子どもたち、そしてまた三段壁から第二小学校まで小さな子どもが寒いのを我慢して一生懸命歩いている。そうした通学の実情について、ただいま財政が厳しいから難しい、そういう答弁では、余りにも行政の温かみがないのではないか。町長、教育長は、ご存じでないかもしれませんが、50年、もっとそれ以降、平草原から白浜中学校まで山道を伝って登下校していた中学生の女の子が、山道の寂しい本当に1人で歩くのが怖いような、そんな坂道を歩いているとき、暴漢に襲われていたいけな命が奪われた。その実情を私が聞いたのは、まだ20代前後のときだったと思ひます。それからその寂しい現場に1つのお地藏さんがまつられた。私はいつも1週間に3回、4回は家でお茶を沸かして、そのお地藏さんに「寒いさかい飲みよしよ」、そう言って、少女のご冥福を今でのお祈りをいたしております。そんな悲劇は2度と繰り返してはいけな。自転車通学の子どもが交通事故で本当に若い人生を終わらせてはいけな。それが行政の私は使命であると、私はそのように思っているわけですが、町長、人間として、行政の責任者として、今の実態をどのように思われるのか。それも含めてご答弁をいただきたいと思ひます。

○議 長

再質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

まず行政課題の取り組みと展望ということで、白浜会館と白良浜ホールについてのご質問をいただきました。まず阪田公園整備の方向性についてのご質問でございますけれども、ご存じのように阪田公園内には、白浜会館、白浜球場、そして白浜町民プール、阪田テニスコート、白浜町立美術館がございます。その隣接する白浜町立総合体育館をあわせて、町民はもとより大学、高校の合宿や、郡、県、あるいは近畿レベルでの各種スポーツ大会や文化福祉事業、大規模な諸会議等々、頻りに利用されております。また、県外の利用者も大変多く、民宿、ホテルでの宿泊等、経済効果を生むなど、町の活性化に大いに寄与している施設でございます。いずれの施設とも、築後長い年月を経過し、老朽化している箇所が多くなってございます。今後の方向性としてしましては、公園自体が南海・東南海地震による津波浸水予想区域にあることから、現在の場所が適当であるのか、将来においては移転が必要なのではとのご意見もお聞きしております。いずれも観光立町である当町には必要な施設でございますので、当面は、今後にも必要な修繕を行いながら、現在の施設の維持に努めていきたいというふうに考えております。

それから白浜観光会館、いわゆる白良浜ホールについてのご質問でございますけれども、白良浜ホールにつきましては、正確には国との契約ではございませんけれども、将来に向けて、将来において同様の施設を建築しなければならないということは、認識してございます。今後の取り組みということですが、この以前の場所は、現在は白良浜への駐車場、特に夏場対策のものとして大きな役割を果たしてございます。現在の町の状況を考えましたときに、今すぐ同じ場所に白良浜ホールの代替施設が必要という状況ではないと考えてございます。今後、旧空港跡地の利活用、あるいは本庁舎の耐震問題等も絡ませながら、その財源を有効活用できるように、いろいろな方面からのさまざまな角度から検討を行った上で、今後の取り組み方針を決めてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしましても、この阪田公園整備のことにつきましては、国体ということもございまして、今回は白浜会館の補修、あるいは整備に重きを入れて、とりあえず今現在完成を間もなく見るところでございますけれども、この施設を有効活用していただきまして、大いに利用して、そしてまた新しい皆様方の憩いの場といいますか、文化の拠点になるよう、あるいはスポーツの広場になるよう、これからも町として取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

次に、子どもの安全通学に関してのご質問でございますけれども、やはり私は子どものことを最優先的に考えたときに、通学、通学路の安全確保というのは、これはもう最低必要限度のことでございますので、最重点課題として取り組んでいくべきだというふうに考えてございます。特に町の中にはいろいろなまだ整備が十分でないところもございまして、安全、安心が担保されていない箇所もいろいろなところからご指摘をいただいて、そしてまたそういうところには、これから町の中でしっかりと精査をした上で、建設も含めて建設課あるいは農林水産課等、いろいろな課の中で取り組んでまいりたいというふうに考えてございますので、皆様方のまたご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長

番外 教育長 清原君

○番外（教育長）

正木議員からスクールバスの運行と将来の小学校の合併という2つの再質問をいただきま

した。

まずスクールバスの運行なんですけども、高校生も含めましたスクールバスの運行につきましては、これはもし実現できれば、子どもたちやご家族への大きな支援になることは間違いのないと思います。しかし、このことにつきましては、教育委員会だけでなく、僻地の交通事情の改善とか、町全体の交通体系のあり方と絡めて今後検討がなされるべきじゃないかなというふうに考えます。

学校の合併問題ですけども、これは地域にとっては本当に大きな問題でありますし、保護者、地域と時間をかけて、十分話し合うことを私は不可欠だと思っております。特に、教育委員会の一方的な判断で突然合併の方向づけをするという、こういうことは絶対なされてはならないことだと思っております。そうしたことから、現在も話し合いを続けておりますが、特に児童数の減少が続いております市鹿野小学校、安居小学校、安宅小学校、三舞中学校、この4校につきまして、現在の児童数と将来の見通しについて、こちらから情報提供をさせていただいております。あるいは県内の状況、田辺地方の状況についてもお知らせをしております。それを受けて、昨年も私ども教育委員会の事務局の職員たちと学校代表、保護者代表、地域代表の方々と話し合いを行っております。今後も、こうした話し合いを続けて、自分ところの地域の学校のあり方について、方向づけを十分理解を得ながら行っていく必要があると考えております。

以上です。

○議 長

再々質問があれば許可いたします。

16番 正木司良君（登壇）

○16 番

新しいまちづくりについて、多岐にわたってご答弁をいただきました。観光、防災、教育、そうしてまた子どもの安全対策、前向きに対応を、私は期待をいたします。

ただ、そして共通してやはり言えることは、行政の根幹は、全ての人が幸せに暮らせる温かいまちづくりであると、私は確信をいたしております。

まさに政治の原点は愛であります。社会的に恵まれない弱い立場の方々や、子どもたちの健全な育成を目指して、積極的な温かい前向きな行政を、切に念願をする次第でございます。

平成7年6月の初議会以来、19年間連続76回の私の最後の一般質問をこれで終わりたいと思います。どうも皆さん本当にありがとうございました。

○議 長

以上をもって正木司良君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、次回は明日2月13日木曜日、午前9時30分に開会したいと思います。

これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。次回は、明日2月13日木曜日、午前9時30分に開会いたしますので、お間違いのないようにご参集ください。

本日は大変ご苦勞さまでございました。

議長 南 勝 弥は、 15 時 05 分 散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 26 年 2 月 12 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員